

令和3年度第1回小金井市地域福祉推進委員会次第

日 時 令和3年7月19日（月）

午後3時00分から

場 所 市役所本庁舎3階 第一会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 地域福祉計画の令和2年度実績報告及び評価について
- (2) 小金井市成年後見制度利用促進基本計画について
- (3) その他

3 配布資料

- | | |
|--|-----|
| (1) 地域福祉計画の進捗状況及び評価表（令和2年度実績）（案） | 資料1 |
| (2) 令和2年度第1回委員会会議録（書面による審議） | 資料2 |
| (3) 地域福祉計画の進捗状況及び評価表（令和元年度実績） | 資料3 |
| (4) 令和2年度第1回小金井市地域福祉推進委員会の議事に対する
質問・意見及び回答について | 資料4 |
| (5) 意見・提案シート | 資料5 |
| (6) 令和3年度第1回小金井市地域福祉推進委員会事前配布資料に
対する質問・意見及び回答について | 資料6 |
| (7) 小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案）の意見募集に関
する検討結果について | 資料7 |

地域福祉計画の進捗状況及び評価表(案)
(令和2年度実績報告)

令和3年 月
福祉保健部地域福祉課

【事業評価の評価基準】

A・・・ ほぼ施策内容を達成した。

B・・・ 施策内容をある程度達成したが、今後の改善、検討を要する。

C・・・ 施策内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。

D・・・ 未実施

※「今後の事業計画・展望」に新型コロナウイルス感染症の影響を記載

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	福祉を支える基盤の整備
施策(1)	暮らしやすいまちづくり
施策(2)	移動支援の充実

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	地域福祉課	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業(東京都事業)についての庁内周知を行い、補助金活用を促した。(令和2年度実績:なし)	A	B	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業(東京都事業)については東京2020大会に向けた事業であったが、令和3年度も引き続き事業が実施されることとなったため、庁内周知を行い、補助金活用を促す。 【感染症対応】 影響なし
	② 施設のバリアフリー化の推進	地域福祉課	指定開発事業に係る事前協議等の際に、東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出の要否確認及び対象施設について助言・指導・届出受理を行った。(令和2年度実績:7件)	A	A	バリアフリー化、福祉のまちづくりにつなげるため、他課の協力を得ながら、引き続き都条例の届出対応を行っていく。 【感染症対応】 影響なし
(2)	① CoCoバスの利便性向上	交通対策課	CoCoバス再編事業において、事業計画内容に沿って、運行ルート案について本格的な協議を重ね、基本方針に沿って効果的・効率的なルート案の検討を行った。 しかし、緊急事態宣言等により地域公共交通会議及び地域懇談会が延期となり、また新たな課題が発生し、進捗に遅れが生じた。 【感染症対応】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い利用者が大幅に減少したCoCoバスについて、利用者の利便性向上及びバス利用者の回復に向けた利用促進の一助を目的とし、令和3年4月1日より公共交通系ICカードを導入。	B	B	再編事業のスケジュールの見直しを行い、事業期間を令和4年度まで延伸し、地域課題の解消を目指して再編計画及びガイドラインの策定に向け確実に遂行していく。 【感染症対応】 感染予防対策を念頭に置いた安全・安心なコミュニティバスの運行について、再編事業にできる限り反映するよう検討を進める。
	② 移送サービスへの支援	自立生活支援課	福祉有償運送等の移送支援サービスを実施しているNPO法人等へ経費の一部を補助することで、安定的な運営を確保するとともに福祉の増進を図っている。	A	A	利用実績については近年一定水準で推移しているものと認識している。この事業については各NPO法人等によって適切にサービスを実施しており、今後も引き続きNPO法人等へ経費の一部を補助することで、安定的な運営を確保するとともに福祉の増進を図る。 【感染症対応】 影響なし

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	災害に備える体制づくり
施策(1)	防災・防犯活動への参加促進
施策(2)	要支援者の支援強化

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度事業評価	事業評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 自主防災組織の育成	地域安全課	<p>自主防災組織の育成においては、コロナ禍のため講演の申込みはなく、例年行っている防災講習会についても職員向けの講習に切り替えて実施した。また、総合防災訓練についても、職員及び関係者向けの訓練として避難所開設訓練や災害対策本部訓練等を行い、自主防災組織は代表者の見学のみ可能として実施した。自主防災組織主体ではないものの、ともに避難所運営を行う避難所指定要員等の実践的な訓練を行うことができた。</p> <p>自主防災組織の結成については、令和2年度は新たに桜町防災会及び東町5丁目つつじ会防災会の2団体が結成され、地域防災力の強化に繋げることができた。</p>	B	B	<p>出前講座等の要望があった団体には、引き続き防災についての講演を行い防災意識の向上を図っていく。総合防災訓練は、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、代わりに職員及び関係者のみの訓練を年間通して数種類実施する予定である。来年度以降一般市民参加での訓練を行う際には、開催校の学校長に全校生徒に参加の呼びかけを行ってもらい、参加を促していく。</p> <p>自主防災組織の結成については、今後も結成に向けて動いている町会・自治会に対しては、引き続き助言等のサポートを行っていく。</p> <p>【感染症対応】 総合防災訓練については上記のとおり。自主防災組織結成に関しての影響はないが、避難所運営における感染症対策等について自主防災組織とともに考えていく必要がある。</p>
	② 地域コミュニティを活用した防犯体制の推進	地域安全課	<p>例年、警察と連携して実施している防犯講習会や防犯協会主催の全国地域安全運動市民のつどいや等は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。地域団体へは防犯資機材の支給を行い、地域の見守り活動を促した。</p> <p>高齢者を狙った特殊詐欺対策のため、自動通話録音機の貸与(対象:概ね65歳以上の世帯)を行った。平成27年度から実施し、令和2年度末までに累計656台を貸与した。</p>	C	C	<p>警察及び地域団体と継続して連携を図り、市民が犯罪にまきこまれないよう、安全・安心メールの内容拡充を図るなど、積極的に情報発信を行っていく。また、出前講座や防犯講習会等により防犯意識の啓発を行う。子どもの見守り活動等、地域の防犯活動に協力してくれる団体には、引き続き防犯資機材の配布等、できる限り支援をしていく。</p> <p>【感染症対応】 防犯講習会等を開催する際には、開催方法を熟考し、感染症対策を行う。状況によっては開催の中止も検討する。</p>

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	災害に備える体制づくり
施策(1)	防災・防犯活動への参加促進
施策(2)	要支援者の支援強化

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 災害時における 避難行動要支援者への支援 体制の充実	地域福祉課	<p>例年、避難行動要支援者名簿登録新規対象となる方に対して民生委員に訪問調査をしていただくなど、避難行動要支援者名簿の更新を行っている。</p> <p>令和2年度に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での訪問調査は行わず、郵送又はポスティングによる調査を実施した。(新規登録者84名:名簿登録者数1,537人(令和2年12月1日現在))</p> <p>名簿は行政、民生委員、警察署、消防署と共有し、適切な管理に努めた。</p>	B	B	<p>新型コロナウイルス感染症が収束するまでは対面での訪問は取りやめ、前年度と同様に郵送、ポスティングで調査を実施する。</p> <p>災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿掲載者の「避難個別支援計画」の策定が努力義務となった。</p> <p>現在、「避難個別計画」を策定してる方は30名弱であるが、今後策定者を増やすことができるよう、民生委員、町会・自治会等との協力体制強化を検討する。</p> <p>【感染症対応】 前年度に引き続き、対面での訪問活動はできる限り控える。</p>
	② 災害時における 避難行動要支援者への支援 体制の充実	健康課	<p>7月に人工呼吸器対象者の情報交換及び訪問についてはどの機関がどの時期に訪問するのかを計画し共有。優先順位に基づき全ケース(8名)の訪問を計画していたが、対象者は難病患者で新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いことを理由に本人や家族の訪問希望がなく計画の更新はしなかった。</p> <p>コロナ対策として消毒液等の入手困難に伴い、国・都からの情報提供を行った。</p>	B	C	<p>年度当初に各課と情報共有を行い、計画更新の年間計画を立てるための会議をもつ。</p> <p>【感染症対応】 昨年同様に訪問による更新を希望しない場合には電話での計画更新とする等訪問以外の方法を検討する。</p>

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 保健福祉教育の充実	指導室	「すべての人が幸せにくらせる『まち』を作るためのハンドブック」を活用した授業に取り組んだ。発達段階に応じたて、高齢者や障害のある人との交流活動に取組み、保健福祉教育の充実を図った。	A	A	地域の高齢者や障害のある人との交流を通して、保健福祉への理解をさらに深めていく。 【感染症対応】 感染症リスクの高い方との交流になるので、オンライン等を活用するなど、感染症への対策を行った上で交流する。
	② 市民に対する啓発活動の推進	関係各課 介護福祉課 広報秘書課	認知症に関する正しい知識と理解を身に付ける認知症サポーター養成講座を通年で開催した。(全7回実施、379人が受講) 介護予防、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、認知症に関する講演会等を2日間にわたって開催する「お元気サミットin小金井」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。 平成30年度より東京都の補助事業を活用し「小金井市人権講座」を実施している。 今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都より「屋内における集合型の啓発事業」については原則中止とする旨の通知があったため中止とした。	B	B	引き続き講座等の周知、特に若年層や高齢者の介護を担う世代へ向けての取組を検討していく。キッズ認サポの受入先増加へ向けた調整を行う。 【感染症対応】 可能な限りオンライン等を活用し継続して講座を開催していく。
				A	D	今後も補助事業を活用し継続して実施する中で、集客力のある講師、時代のニーズに即したテーマを選定することにより、人権意識を広く普及啓発していきたい。 【感染症対応】 新型コロナウイルス感染予防対策として、例年より広い会場(小金井 宮地楽器ホール小ホール)での実施を予定している。 感染予防対策を取りながら会場で実施する予定だが、会場が使用できない場合にはオンライン開催を検討する。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2) ①	権利擁護事業の推進	地域福祉課	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村計画策定に向け、作業部会を設置し関係機関(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等)の意見を伺い素案の策定につなげた。</p> <p>市民後見人の育成のため、市民後見人養成講座や市民後見人フォローアップ講習を実施しているが、令和2年度は養成講習受講者数は0人となった。</p>	A	A	<p>成年後見制度の市町村計画の策定に際しては、パブリックコメントを実施し令和3年度の策定を目指す。パブリックコメントで頂いたご意見や関係機関(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等)のご意見も伺い策定へ進めていく。</p> <p>市民後見人の育成には、その業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性の習得が求められる。市民後見人の負担感を減らすため、一層の継続支援ができるようフォローアップを行い、市民後見活動への興味・意欲を持たれる方を増やしていきたい。</p> <p>【感染症対応】 影響なし</p>
		自立生活支援課	<p>知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう、窓口パンフレットを設置し、より詳しい説明を求める方には窓口での説明を行い、必要な場合は市権利擁護センター(社会福祉協議会)窓口にお繋ぎすることにより、成年後見制度についての周知を図っている。</p>	B	A	<p>引き続き、必要な方に必要なサービスの提供を行っている。</p> <p>また、成年後見制度が必要な方が、経済的事情で利用できないということがないよう、市長申立に関しては報酬助成等を継続していく。</p> <p>【感染症対応】 影響なし</p>
		介護福祉課	<p>親族等の支援が得られず、自立した生活を送ることが困難な高齢者に対して、成年後見の市長申立てを行い、後見人・保佐人をつけた。</p> <p>また、市長申し立てを行った者の中で後見人・保佐人へ報酬支払いが困難な者に対しては助成を行った。</p>	A	A	<p>引き続き、必要な方に必要なサービスの提供を行っている。</p> <p>また、成年後見制度が必要な方が、経済的事情で利用できないということがないよう、市長申立に関しては報酬助成等を継続していく。</p> <p>【感染症対応】 影響なし</p>

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(2)	②	地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用支援	地域福祉課	小金井市権利擁護センター(ふくしネットこがねい)では、法律・福祉の関係機関と連携しながら年間9,766件(延べ件数)の相談・援助を行っている。(9,361件/R1年実績) 相談・援助を行う際に法律・福祉の関係機関が関与することにより、本人にとって最も適切な対応が可能になっている。	B	B	様々なケースに対応できる法律・福祉の関係機関との地域における連携・対応強化を継続的に推進していく。 また、市民にとって身近で利用し易くメリットを感じる事業とするため、成年後見制度の利用促進と併せて権利擁護事業全体への理解促進のため効果的な広報に努める。 【感染症対応】 影響なし
	③	虐待防止・対応ネットワークづくりの推進	自立生活支援課	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、緊急連絡にも対応できるよう24時間体制で相談・通報の連絡を受けることによって、家族全体を地域ぐるみで支援することに努めている。	A	A	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、24時間体制で相談・通報の連絡を受ける。 【感染症対応】 影響なし
			介護福祉課	養護者による高齢者虐待の防止を図るため、関係機関と情報共有するなどのネットワークを構築している。 また、「小金井市高齢者虐待対応マニュアル」を用いて関係機関に対応の周知を行った。 虐待により緊急の分離を必要とする高齢者に対して、入所措置等を行った。	A	A	関係機関と情報共有するなどのネットワークの強化に努める。また、介護事業者等に対して、早期発見の重要性や通報義務について情報提供を図る。 【感染症対応】 影響なし

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
①	福祉サービス苦情調整委員制度の周知	地域福祉課	福祉サービス全般に関する利用者からの苦情を公正・中立の立場で調査し解決にあたる当該制度について、市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを作成し、市内各施設に設置し周知を行った。 また、苦情ゼロを目指して、福祉部門を始め各部の職員に対し委員が講師となって研修を実施し、内部への制度周知と窓口対応技術の向上を図った。 申立件数実績(R1・8件、R2・10件)	A	A	市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを作成し、市内各施設に設置し周知を図っていく。 職員研修については、引き続き委員に実施を依頼していきたい。 苦情申出の件数は例年10件前後で推移している。これ以外にもオンブズマンで対応できないものについては、今後他の機関を斡旋する等して適切に対応していく。 【感染症対応】 相談者の希望に応じて、電話での相談も受け付けると、市HPに掲載した。
②	福祉サービス第三者評価システムの普及	地域福祉課	令和2年度は、11団体の福祉サービスの事業者に対し第三者評価の受審への助成を行った。 市報・ホームページにおける広報をするなど周知を図った。	B	B	市報・ホームページにおける継続的な広報を図っていく。 今後とも対象事業者に適切に第三者評価の受審経費を補助していく。 【感染症対応】 影響なし
		自立生活支援課	小金井市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱及び小金井市児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱により、対象事業者に第三者評価の受審経費を補助している。	A	A	今後とも対象事業者に適切に第三者評価の受審経費を補助していく。 【感染症対応】 影響なし

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(3)	③ サービス事業者の指導強化	地域福祉課	社会福祉法第56条に基づき指導検査を実施(保育園1か所)した。 (法人職員、利用者と市職員が接触することができる限り ないよう留意して実施した。)	B	B	引き続き社会福祉法、指導監査実施方針、計画等に基づき、市が所轄庁となっている5法人に対して指導監督を行っていく。(指導検査は年に1~2法人実施予定) ※本市が所轄する社会福祉法人は令和2年度に1法人(社会福祉法人小金井さくら会)、設立認可されたため、5法人となった。 【感染症対応】 実地検査を行う際、広い部屋を準備していただき、換気を徹底する。また、都や他市の動向を確認しながら時間を短縮して実施するなど、感染予防対策を徹底する。
		自立生活支援課	障害者総合支援法第10条等に基づき、障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を4件実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とせざるを得なかった。	C	D	当初に計画している指導検査が行えるように取り組んでいく。 【感染症対応】 指導検査は事業所に立ち入り検査を行う必要があるため、新型コロナウイルス感染対策等が検討課題である。
		介護福祉課	介護保険事業所に対する書面での指導検査を実施(居宅介護支援事業所7か所、地域密着型通所介護事業所2か所、認知症対応型共同生活介護事業所2か所、小規模多機能型居宅介護支援事業所1か所、介護予防支援事業所1か所)	B	B	今後も各事業所が、法令、各種基準に準拠した運営を行っているか確認を行うこととする。また、制度改正に伴う変更点に注意しながら、各事業所に情報共有を行う。 【感染症対応】 感染拡大状況に応じて、現地訪問ではなく書類の提出を事業所に求め、書面検査のみを行う方法を導入。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	情報提供の仕組みづくり
施策(1)	福祉の情報発信の強化
施策(2)	情報バリアフリーの推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 情報提供の充実	自立生活支援課	障がいのある方が利用可能な庁内外の各種制度をまとめた「障がい者福祉のてびき」や「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」を作成している。各種情報をホームページに掲載する一方で、窓口にも設置して情報提供をしている。	B	B	制度改正等に対応するため、「障がい者福祉のてびき」の改訂を行う等、今後も最新の情報を反映していく。 また、市民が情報を入力しやすくなるように、更なる配慮に努める。 【感染症対応】 影響なし
		介護福祉課	介護保険についての、適切な利用ををするための冊子を作成し、市窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	B	引き続き、ガイドブックの配布等を通じて、介護保険制度の周知を行う。 【感染症対応】 影響なし。
	② 各種手当制度の周知	自立生活支援課	各種手当制度の案内を、市報や市HP、「障がい者福祉のてびき」に掲載し、新しい情報を提供するよう努めている。また、来庁した市民に対しては、障がいの内容や障害の重複など、その方の状況に合わせて制度説明を行い、該当の手当をまとめたシートをお渡ししている。状況により、子育て支援課の児童育成手当(障害手当)を案内するなど、他課との連携も努めている。	B	B	引き続き周知を続けるとともに、HP等の充実に努める。 【感染症対応】 影響なし
		介護福祉課	市報及び納入通知書に、介護保険料減免に関するお知らせを掲載し、市民への周知を行った。	B	B	引き続き、市報及び納入通知書での減免制度に関するお知らせの掲載を継続する。 【感染症対応】 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免について市報、ホームページ、納入通知書等に掲載し、市民への周知に努める。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	情報提供の仕組みづくり
施策(1)	福祉の情報発信の強化
施策(2)	情報バリアフリーの推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 福祉マップの見直し	自立生活支援課	駅前周辺等の整備がされており、街並みが刻一刻と変化しているため、福祉マップの作成はできなかったが、平成28年度2月に福祉施設のマップとして「こがねい 障がい児・者ふくしサービスマップ」の作成を行っている。	D	D	市民が気軽に手に取ってもらえるような形式を考える必要がある。現在、駅前の周辺整備等を行っているため、一定の整備が終わった段階で街並みに対応したマップを作成できるように検討していく。 【感染症対応】 影響なし
	② 情報提供のユニバーサルデザインの推進	広報秘書課	市報こがねいについては、引き続き、音訳版を作成し市ホームページへの掲載と希望者への送付を行っている。 また、ホームページについては、情報発信の拡充と、誰もが適切に情報を得られるようアクセシビリティの向上にも努めている。	B	B	市報こがねいについては、レイアウトを工夫するなど、引き続き見やすい紙面となるよう留意し編集・作成していく。また、音訳版は、対象者へサービスの再周知を図るなどして、利用者の増加に努めたい。 ホームページについては、コンテンツ作成ルールに基づいたホームページ掲載について引き続き庁内への周知を行うなど、情報のバリアフリー化を継続する。 【感染症対応】 市ホームページ内にコロナウイルス感染症対策に関する情報をまとめたページを作り、トップページからもアクセスできるように対応している。

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	地域での課題解決の体制づくり
施策(1)	地域での見守り推進
施策(2)	総合的な相談体制の構築

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 民生委員・児童委員活動の支援	地域福祉課	<p>民生委員推せん会を2回実施し、5名の新任民生委員児童委員を委嘱した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、会議やイベント等の活動が中止・自粛となる中、訪問活動を郵送対応に切り替えたり、学校行事の参加については、お手紙を送付したりと事業実施方法を変更し、民生委員児童委員の負担軽減につながる支援を行った。</p>	B	B	<p>今後も民生委員児童委員の負担軽減のために欠員補充に注力するとともに、従来通りの活動が実施できないことから、事業方法の変更等についても提案し、支援を行う。</p> <p>【感染症対応】 会議やイベント等における感染拡大防止に努める。</p>
	② 町会・自治会活動への支援	広報秘書課	<p>町会・自治会の加入促進のちらしを作成し、窓口で配布している。市民課においても、ちらしを掲示しており、加入促進に努めるとともに、令和元年度より地域コミュニティSNSを活用した支援を開始した。</p> <p>また、町会・自治会が行う地域力向上を図る事業に対する、東京都及び宝くじ団体の補助事業等についても、全町会・自治会に周知をしているところである。</p> <p>他にも令和2年度は東京都が新型コロナウイルス対策として実施した新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業の周知やウェットティッシュ等の配布を行った。</p>	B	B	<p>引き続き加入促進に向けた、様々な周知媒体の活用を検討する。</p> <p>【感染症対応】 毎月、町会・自治会等に「市政だより」を送付し、回覧等を依頼しているが、新型コロナウイルスの感染予防対策として緊急事態宣言中は発行の休止、または希望する町会・自治会にのみ送付するなどの措置を取る。また通常どおり送付した場合についても、団体内の情報共有については町会・自治会に判断を委ねることとする。</p>
	③ 身近な相談体制の充実	介護福祉課	<p>毎年75歳・80歳の方を訪問して一人暮らし・高齢者のみ世帯など見守りを必要とする対象者を把握し、関係者とともに見守り支援のネットワークを構築している。</p> <p>令和2年度については、対面は困難であったが、資料の投函等により訪問を実施し、加入希望者がネットワークへの利用が可能な体制を整備した。</p>	B	B	<p>引き続き75歳・80歳の方を訪問して一人暮らし・高齢者のみ世帯など見守りを必要とする対象者を把握し、関係者と共有していく。</p> <p>【感染症対応】 高齢者宅への民生委員の訪問について、双方の感染予防を念頭に置き、状況に合わせた実施方法を検討する必要がある。</p>

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	地域での課題解決の体制づくり
施策(1)	地域での見守り推進
施策(2)	総合的な相談体制の構築

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(2)	①	【新規】 福祉相談窓口 の整備	地域福祉 課	令和2年10月から試行開始した。(令和2年度中の相談 人数747 人)	D	B	(仮称)新福祉会館竣工後に本稼働を目指して、体制の整 備を進める。 【感染症対応】 相談予約制の推進、窓口や会議における感染拡大防止 に努める。
	②	相談支援体制 の充実	地域福祉 課	令和2年10月からの福祉総合相談窓口試行開始にあわ せ、市関係各課や関係機関、支援会議との業務フローを整 理し、包括的な支援体制の整備を進めた。	D	B	(仮称)新福祉会館竣工後に本稼働を目指して、体制の整 備を進める。 【感染症対応】 相談窓口や会議における感染拡大防止に努める。
			自立生活 支援課	障がいのある方の相談窓口である障害者地域自立生活 支援センター、精神障害者地域生活支援センター、児童発 達支援センター、障害者就労支援センター等と連携し、障 がいの状態や本人の希望に合った相談体制を構築してい る。	B	B	各相談窓口との連携を一層密にし、ノウハウを蓄えてより 良い対応につながるよう改善していく。 【感染症対応】 影響なし

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	セーフティネットの機能強化
施策(1)	生活困難者への支援強化
施策(2)	生活保障の推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	①	地域福祉課	生活困窮者の自立に向けた相談支援における支援調整会議の開催等を通じて、関係各課や関係機関等との連携強化を図った。また、令和2年10月から試行開始した福祉総合相談窓口において複合的課題解決に向けた取り組みを開始した。	B	B	引き続き、生活困窮者の自立に向けた相談支援を通じた連携強化を図っていくとともに、福祉総合相談窓口において、複合的課題解決に向けた新たな支援体制の構築を図る。 【感染症対応】 相談窓口や会議における感染拡大防止に努める。
	②	地域福祉課	生活困窮者の自立に向けた相談支援を行ったほか、住居確保給付金の支給による就職活動の支援、家計改善や債務整理に向けた支援及び子どもの進学支援を行った。また、令和2年10月から試行開始した福祉総合相談窓口において複合的課題解決に向けた取り組みを開始した。	B	B	引き続き、生活困窮者の自立に向けた相談支援を通じた連携強化を図っていくとともに、福祉総合相談窓口において、複合的課題解決に向けた新たな支援体制の構築を図る。 【感染症対応】 相談予約制の推進、窓口や会議における感染拡大防止に努める。
(2)	①	地域福祉課	適切な生保護費の支給、相談業務等を実施した。就労支援相談等、自立助長に資する所事業を実施した。また、新型コロナウイルス感染症による困窮状態の者については、国通知等に基づき柔軟に対応するなど、社会情勢に応じた適切な支援を行った。	B	B	被保護世帯の自立助長に向けて国が実施する事業の動向も注視し、就労支援相談、健康管理支援等諸自立支援プログラムに沿った諸事業を適宜実施することとする。 【感染症対応】 国より「訪問調査の自粛」「稼働能力の活用についての保留」との通知を受けているため、社会情勢を鑑みつつ適切に制度運用を行う。
	②	地域福祉課	年2回定期的に実施している路上生活者概数調査では、市が所管する公園等において路上生活者を確認されなかった。生活保護等の相談においては生活歴等を聴取し、対象者がいた場合には住居の確保等速やかな対応を行った。	B	B	概数調査を引き続き実施し、適切な相談、対応を実施し、住居確保等の生活支援を行い、就労支援等自立へ向けた支援を実施する。 【感染症対応】 影響なし

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	社会参加の促進
施策(1)	地域活動への参加促進
施策(2)	地域活動の拠点づくり

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり	地域福祉課(社会福祉協議会)	例年実施している「夏のボランティア体験」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。その代替りとして「おたよりボランティア」を実施。市内子供会や小学生以上の希望者に残暑見舞いのハガキを書いてもらい、社協で把握しているひとり暮らし高齢者595名にハガキを送りした。	B	B	令和3年度も「夏のボランティア体験」は施設・団体の受入れ状況により実施は厳しいため、令和2年度実施のおたよりボランティアを「夏！おたよりボランティア」として実施予定 【感染症対応】 コロナ禍が続く中では、例年通りの実施は厳しいことが想定される。引き続きコロナ禍でもできるボランティアのメニューを検討したい。
	② 多様な人材の地域活動への参加促進	関係各課(社会福祉協議会)	福祉教育事業を実施。教育機関において児童、生徒への体験学習(車いす体験)や地域で暮らす障がいのある当事者からの講話などを実施。 ボランティア・市民活動に興味関心のある方への相談窓口を常時設置している。	B	B	相談窓口はアクリル板を設置するなどコロナ対策をしながら常時実施する。 【感染症対応】 福祉教育事業では体験時の密対策やアルコール消毒など考慮して実施したい。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	社会参加の促進
施策(1)	地域活動への参加促進
施策(2)	地域活動の拠点づくり

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 世代間交流の 促進	自立生活 支援課	障がい者福祉についての関心・理解を深めていただくとともに、社会参加の促進のために、12月初旬に障害者週間において、イベントなどを行っている。	A	A	これからも障害者週間のイベントの開催などをはじめとし、交流の場の確保に努めていきたい。 【感染症対応】 イベント参加者の人数制限や新型コロナウイルス感染防止のための対応が必要である。
		介護福祉 課	おとしより入浴事業は、7事業を実施し、計767人(高齢者595人、小学生以下172人)が参加し、世代間交流を図ることが出来た。 敬老会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止とした。	A	A	引き続き世代間交流の促進を高齢者にもメリットのある形で推進できるよう努める。 【感染症対応】 おとしより入浴事業は、利用人数の制限に加え、銭湯の出入口及び脱衣場における手指消毒の徹底、さらし粉をお湯に入れるなどの衛生管理を強化して実施する。 令和3年度の敬老会については、代替事業として「敬老を兼ねた見回り支援事業」とし、感染症拡大防止に適した事業展開を見込む。 収束後には、敬老会の再開に向けて関係者との調整及び協力を要請してまいりたい。
		指導室	総合的な学習の時間や各教科の学習の中で、高齢者の方と交流する取組を行った。		A	学習や行事において、地域の高齢者の方の経験を生かすことができる活動を取り入れていく。
	② 【新規】 多様な市民が 交流できる場の 構築	公民館	青年学級「みんなの会」事業のなかでは、生涯学習の一環として当事者の余暇活動の充実を図るとともに、ボランティアなどの運営スタッフを確保し、障がいのある人と交流ができる機会を増やしています。	B	B	今後も運営支援をするとともに、ボランティアを養成することで、運営スタッフの確保を図り、障がいのある人と市民が交流できる場を増やします。 【感染症対応】一同に会しての活動は密を回避することが困難であるため、2グループに分かれての活動や文通方式での交流を行った。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	地域活動の支援と人材の育成
施策(1)	地域福祉の担い手育成
施策(2)	専門人材の育成

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 地域福祉ファンリテーター養成講座の開催	地域福祉課	令和2年度については、コロナウイルス感染症の影響をふまえ事業中止となったため事業実績なし。	B	D	<p>講座のさらなる周知を図るため、社会福祉協議会と調整し、広報チラシ、市報原稿等の内容や広報チラシの設置場所、周知方法等を工夫して講座受講者数の増加を目指す。また、講座の修了生が地域での活動を始める際の支援や活動の継続支援を強化する。</p> <p>さらに、より充実した講義内容とするため、ルーテル学院大学との連携を強化する。</p> <p>【感染症対応】 コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン講座を実施するなどして実施を検討している。</p>
	② 市民活動の資質向上	生涯学習課	令和2年度の音楽療法ボランティア養成講座については、コロナウイルス感染症の影響をふまえ中止となったため事業実績なし。	B	B	<p>広く市内で活動する「音楽レクリエーションボランティア」を養成するとともに、高齢者施設等でのボランティア活動への参加を推進することや、音楽療法に対する市民の理解を深めるため、音楽療法に関する講座を開催する。</p> <p>【感染症対応】 コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン講座を実施するなどして実施を検討している。</p> <p>令和2年度は、講座の定員を上回る申込があり、内容的にはニーズがあると思われるが、より魅力のある講座内容及び実施方法を検討していきたい。</p> <p>【感染症対応】 今年度もコロナ禍での開催になるので、安全安心に開催できるよう開催方法を検討する。</p>

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	地域活動の支援と人材の育成
施策(1)	地域福祉の担い手育成
施策(2)	専門人材の育成

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
		社会福祉協議会	生涯学習課と東京学芸大学とで連携して実施された講座の参加者名簿をいただき、学校ボランティアや社協主催講座への案内などに使用した。		B	講座参加者への声掛けなど、継続して積極的に活用していきたい。
(2)	① 福祉専門職の 資質の向上	自立生活支援課	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染防止のため精神障害者ホームヘルパーフォローアップ研修の実施を中止したが、地域生活支拠点等事業の専門的人材の確保・養成の機能により障害福祉サービス事業所向けに「強度行動障害の障害特性」や「精神障がい者の地域生活を支える」をテーマにウェブ上で研修を実施した。 また、国や東京都から研修や講習会の開催情報があれば、適宜関係機関に情報提供を行っている。	B	A	地域生活支拠点等事業の専門的人材の確保・養成の機能による研修は今後も継続し、国や東京都の研修については、周知を図っていく。 【感染症対応】 市の研修の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じることを徹底する。
		介護福祉課	市や地域包括支援センター主催の研修や講習会を開催して情報提供を行っており、専門職の資質の向上を促進している。 また、国や都で実施する研修や講習会についても情報提供を行っている。	A	A	引き続き市や地域包括支援センター主催の研修や講習会の開催を行うとともに、国や都で実施する研修や講習会について情報提供を行う。 【感染症対応】 研修の実施方法・受講人数等について再検討が必要

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	地域活動の支援と人材の育成
施策(1)	地域福祉の担い手育成
施策(2)	専門人材の育成

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
②	民間事業者等の参入の促進	自立生活支援課	民間事業者より事業所開設の相談があった場合には丁寧に対応しつつ、民間における優れた人材や技術を活用して、更なる福祉の充実に努めて行く必要がある。	C	C	障害福祉計画等に基づきつつ事業所の開設について検討をしていく。 【感染症対応】 影響なし
		介護福祉課	令和2年度においては、3つの民間事業者と高齢者等に関する見守り協定を締結し、累計63事業者が協定に参加することとなった。	A	A	【感染症対応】 今後も、民間事業者と協定を締結していく予定であるが、新型コロナウイルス感染予防策のため、新たな民間事業者に協定締結のお願いに行くことも困難な状況であるため、現状維持を目指す。
	③	地域福祉推進事業の充実	地域福祉課	令和2年度については補助実績なし。	D	D

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	多様な地域資源との連携
施策(1)	多様な主体との連携づくり
施策(2)	社会福祉協議会との連携強化

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和2年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 福祉サービス事業所の地域に開かれた取り組みの推進	自立生活支援課	障害者福祉センターの食堂等を地域の方に貸し出していたが、非常事態宣言が発出された間は貸し出しを中止した。	A	A	これからも安全面に配慮しつつ、市民の方が集える場として開放していく。 【感染症対応】 非常事態宣言が発出された際には、貸し出しを中止する
	② 【新規】社会福祉法人等の連携強化	関係各課(社会福祉協議会)	社会福祉法人連絡会を平成29年度に組織し、社会福祉法人に求められる、地域公益活動の推進について継続的に情報交換や情報収集を行っている。具体的には地域住民懇談会に参画することとなった。 令和2年度についてはコロナの影響で連絡会は開催しなかった。	A	C	社会福祉法人連絡会において、社会福祉法人に求められている地域における公益的な取り組みについての企画や学習を行う。また、地域住民懇談会に参画し地域福祉課題の解決に向けた取り組みを進める。
(2)	① ボランティア・市民活動センターの機能強化	地域福祉課(社会福祉協議会)	ボランティア・市民活動の常設窓口を設置し各種相談に応じるとともに、広報紙「ぼらんていあ・こがねい」(毎月発行)やホームページにおいて、情報発信を行っている。 歳末たすけあい募金を財源とする市民活動助成金「さくらファンド」を実施し事業の立ち上げのための資金を助成している。申請数が少なかったため、例年、年1度の募集のところ、令和2年度は2回募集を行った。2回合わせての助成件数15件、総額695,000円という結果だった。	B	B	(仮称)新福祉会館における災害ボランティアセンターの運営について検討を進める。また、(仮称)小金井市市民協働支援センターと業務などの役割分担について検討する。 【感染症対応】 在宅でできるボランティアや研修会講習会などの情報発信や、新たな生活様式を踏まえた、ボランティア活動の進め方を検討する。 災害ボランティアセンター運営マニュアルにおいて、感染症禍における災害ボランティアセンター運営についての追記を準備・実施する。さくらファンドは例年申請は持参してもらっていたが、メールでの申請も許可した。
	② 社会福祉協議会との連携強化	地域福祉課	令和2年10月から試行開始した福祉総合相談窓口の運営、権利擁護、生活困窮者自立相談、地域の居場所づくり等、社会福祉協議会の専門性を活かし共通の目的のもと地域福祉を推進できるよう連携している。	A	A	今後も、地域福祉の推進という共通の目的のもと、市と社会福祉協議会が協働、互いの得意分野をいかした役割分担によって、総合的に地域福祉の推進をめざしていく。 【感染症対応】 新型コロナウイルス感染症が市民生活に与える影響を共有し、福祉施策に適切に反映できるよう努める。

会 議 録

会議の名称	第1回小金井市地域福祉推進委員会
事務局	福祉保健部地域福祉課地域福祉係
開催日時	令和3年1月29日(金)
開催場所	書面による審議
出席者	第1回小金井市地域福祉推進委員会 書面審議結果のとおり
傍聴の可否	否(地域福祉課窓口での資料の閲覧可)
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面審議としたため
会議次第	1 福祉総合相談窓口の整備について 2 小金井市成年後見制度利用促進基本計画について 3 地域福祉計画の令和元年度実績報告及び評価について
発言内容・発言者名 (主な発言要旨)	第1回小金井市地域福祉推進委員会 書面審議結果のとおり
提出資料	1 小金井市地域福祉推進委員会委員名簿【資料1】 2 福祉総合相談窓口の相談状況等について【資料2】 3 小金井市成年後見制度利用促進基本計画(案)【資料3】 4 地域福祉計画の進捗状況及び評価表(令和元年度実績報告)【資料4】

第1回小金井市地域福祉推進委員会 書面審議結果

日 時 令和3年1月29日(金)

場 所 書面による審議

出席者 12名

会 長 金子 和夫 委員

副 会 長 室岡 利明 委員

霜鳥 文美恵 委員 服部 玲子 委員

吉田 晶子 委員 山下 和美 委員

穂坂 英明 委員 古宮 景子 委員

宮井 敏晴 委員 小幡 美穂 委員

酒井 利高 委員 藤森 寿美子 委員

欠席者 0名

事務局 福祉保健部長 中谷 行男

地域福祉課長 伏見 佳之

地域福祉課地域福祉係長 島田 泰吉

地域福祉課地域福祉係主任 玉井 奈保子

小金井市地域福祉推進委員会（以下「本委員会」という。）の議事について、書面による審議を行ったところ、過半数の委員より回答を得たため、本委員会の成立とみなし、提出された意見について、下記のとおり審議結果とする。

1 開会

小金井市地域福祉推進委員会条例第9条に基づき、書面審議により開催した。

2 議事

(1) 福祉総合相談窓口の整備について

委員からの意見

◎金子会長：

- 1) 包括化推進員の選任、現体制（増員2名で総人数）
- 2) 包括化推進員の資質の向上・研修体制（今後の予定を含めて）
- 3) 相談支援包括化推進会議の定期開催希望（情報共有）
- 4) 窓口周知の定期的確認

◎霜鳥委員：まずは、福祉総合相談窓口の開設おめでとうございます。大変素晴らしい施策と思います。「生活保護の受給の可能性のあることを知らなかった」「コロナ禍で家賃の補助制度があるのを知らなかった」など、情報に辿りつかないばかりに、苦しい生活から抜けられない人を救える場があることは大変有意義だと思います。

社会問題に関する新書など書籍を読んでいますと、各分野で大変高度なサポートをしている民間団体やNPOが数多くありますので、今後は、そのような情報の蓄積及びご案内をお願いしたいと思います。（民間のご紹介は難しいかも知れませんが。）

休日窓口の利用が少ないようです。スタッフの負担も考えると、休日は電話相談のみとかでもいいのかな？と思いました。

◎服部委員：自分が相談したいことがあると想定して、まず最初の電話を掛けられるかと考えてみると、なかなかその勇気が出せないかもしれない。そのような気持ちでせつかくの相談窓口までたどり着けない方も多いと思うので、引き続き相談しやすい窓口を目指す必要があると思いました。

◎穂坂委員：コロナ禍がしばらく続くことが予想されますので、相談件数も増加すると思います。また、相談内容も多岐に渡るとしますので、宜しく御願ひ致します。

◎古宮委員：コロナ禍の今、相談はより増える事が予想され、今の人員で対応できるのか心配である。名称が“自立サポートセンター”から“福祉総合相談窓口”となりわかりやすくなったと思う。

◎宮井委員：やはり相談は増えていますね。

◎小幡委員：このような福祉全般の相談窓口は、ニーズも高く待たれていた事業です。まず、新しいこの事業に期待します。しかしながら、間口の広さに対して、対応する職員の数が少ないことが気になります。この窓口は、あくまで受付で、相談内容によって関係機関に振り分けていくというものなのでしょうか？例えば、ひきこもりの支援を考えた場合、相談が長期間にわたることは想像できます。相談者は、信頼関係を作ったうえで、支援を一緒に考えてくれる伴走者のような支援者を求めています。そして他の機

関に繋げるのであれば、丁寧に繋いでほしいです。相談を受けた件数だけでなく、その先の行方についても把握して頂ければ、それが必要な体制を考える土台になります。

(2) 小金井市成年後見制度利用促進基本計画について

委員からの意見

◎金子会長：

- 1) 中核機関としての周知状況の確認
 - 2) 地域連携ネットワークづくりの進捗状況（「協議会」の開催状況）
 - 3) 市民後見人養成の状況
 - 4) 日常生活自立支援事業の利用状況、対応状況
- （1，2は基本計画スタート前ならそれらの予定）

◎霜鳥委員：後見活動を行っている当職にとって、小金井の社協は、かなり後見制度の利用に関し、市民への周知と専門職への連携が機能しているように感じます。埼玉の岩槻で後見人をしていますが、資力のない要支援者をサポートしてくれる後見人等の情報がなく、ケアマネが当職に「いくらでも頼みたい人がいる」とお考えの様子が印象的でした。この経験から言えるのは、一番、困っている方に関する情報があるのは、ケアマネ（介護事業所）という気がしますので、そこへのアクセスを強化すべきと思います。

◎服部委員：核家族化、高齢化が進む中、成年後見制度は必要だと感じる。しかし、議事1同様利用するにはハードルが高いように感じるので制度の利点の周知などに努める必要があると思う。

◎山下委員：金融商品手続きや不動産書類をいざ目の前にしてから不安を感じる話は多く聞きます。制度利用の周知には、イメージのつきやすい手軽なツールが増えたらと思います。紙媒体での銀行や郵便局、病院での情報提供。制度の名前が重いので、法定の中でも種類があることや、任意の説明、本人が将来を考えようとするビジョンが見えたり、親族や周りの方が地域的包括的な市のサポートの存在に気付けるような説明、これらが絵や図式のある、色彩豊かな紙の情報。紙にはQRコードをつけてオンラインでも随時見られるようにしておく、等。コロナのこともあり、人の集まる場所や時間はこれからも限定的になる傾向であるならば、市の発信する情報は、市内のスーパーやコーヒー店、生協、町内会やマンション掲示板等にもっと協力的になってくれたらいいと思いますし、市もこれからさらに働きかけてほしいと思いました。

◎古宮委員：今後より必要とされる事業と思われるので、先を見据えた制度となると良いと思う。

◎宮井委員：良いと思います。

◎小幡委員：今回の計画に、意思決定支援・身上保護の視点が加わった事、チームによる本人の見守りが加わったことは、画期的だと感じます。

質問です。①厚生労働省資料には「後見開始後の柔軟な後見人等の交代等」とありますが、この基本計画の中に、この部分についての記載が見当たりません。どの部分があたるとか、教えていただけますでしょうか。②「判断能力が十分でない」という判断はどのようにされるのでしょうか？この計画外になる質問かもしれませんが、参考までに教えていただければと思います。

(3) 地域福祉計画の令和元年度実績報告及び評価について

委員からの意見

◎金子会長：

【全体】本年度は「コロナ禍」という特殊な事情のため、検証・評価が困難な状況にあったことから、状況の改善に合わせて早急に展開できるものは進めていく必要がある。「前年度事業評価」と「本年度事業評価」がほとんど同一であることの要因が何か検証してみる必要があるのではないかと考える。「人」なのか、「金（予算）」なのか、あるいは国や都、または市の総合施策などの影響によりうまく進まないのかなど、検討の余地があると思う。計画の中間年を振り返りの年として、3年くらいの期間の中で再度検証することも一つのやり方ではないか。

【個別】

シート番号1

(2) ①まちづくりの進捗状況に対応したスピード感あるバスの運行検討と実施、および、交通系 IC カード導入の確実な実施をお願いしたい。

シート番号2

(1) ①自主防災組織の確立は、新規マンションや事業所等については、行政や商工会議所などから積極的に係ること。町内会などについてはなぜ組織化が進まないのかその要因を検討したうえで係ることが望まれる。

(2) ①福祉避難所の設置はなかなか容易ではない。施設の確保や医療機関との連携が重要となる。

シート番号3

(1) ②認知症サポーターについては幅広い年齢層に向けた対応が必要である。

(2) ①市民後見人は継続的フォローアップやケアがないと維持していくことは難しい。市長申立てが実効性を持つためにも、置き去りにされる家庭、地域がないように民生委員活動が活発に展開され、そのバックアップを含めて体制を強化する。

(2) ②日常生活自立支援事業が一層容易に利用されること、成年後見制度利用促進における中核機関（権利擁護センター）の啓発、さらには地域連携ネットワークの確立と会議の有効性を検討していく（新規）。

(3) ②③第三者評価の積極的な活用と事業者に対する指導強化の維持・継続の重要性。

シート番号4

(1) ①②情報の提供や周知の仕方が、当該障がい者の障がい特性に対応できるものになっているか、必要に応じて家族等養護者に理解できるものになっているか。

(2) ①②シート4全体に関連することであるが、重複障がいに対応する情報支援になっているか確認し、是正する必要があるれば早急に対応する。

シート番号5

(1) ①民生児童委員の改選などに向けて、日常的にその役割等を周知し、負担軽減を具体化・可視化する。その一つとして都民連強化策などを利用する。

(2) ①②新規窓口の開設とともに従来からの窓口等、その役割や連携に注目しながら周知を図る。

シート番号6

- (1) ①②生活困窮者自立支援の有効性が市民に見えるよう積極的に周知する。
- (2) 生活保護業務が機械的にならないよう、柔軟に対応することが望まれる。また、他の制度の利用を含め生活困窮に対する連携を検討する。

シート番号7

- (1) 学校数、学生・生徒数などからすると、さらなるボランティアの啓発や対応が必要では。

シート番号8

- (1) ①新規のファシリテーター養成講座参加者を募ること。そのための情報提供や実態の周知を図ること。

◎室岡副会長：コロナ対応の記載があるところがあるので、統一を図った方が良いのではないかと。担当課のところでは社会福祉協議会が独立した法人なので、地域福祉課とした方が良いのではないかと。又は、併記した方が良いのではないかと。例) 地域福祉課 (社会福祉協議会)

◎霜鳥委員：「全体評価」令和元年度で成果を上げつつある事業について、今後の事業の展望としてコロナ対策を盛り込まざるを得ず、事業の縮小が避けられない状況であることが残念です。新規の前向きな提案も、コロナ禍ではなかなか出しづらいものと思われます。このような状況を踏まえ、令和元年度の終盤に失速した点は、やむを得ないのではないのでしょうか。

「個別評価」(1) ①自主防災組織の育成の評価Cについて、防災に関する講演の参加者が多いこと、自主防災組織の結成があったことなどを勘案すると、評価はもっと高くして良いように思いました。(2) ①権利擁護事業の推進の評価Aについて、市民後見人養成講座の受講者数がゼロで、Aというのは疑問に感じました。

◎服部委員：コロナ禍の中、BやCの評価が多くなってもやむを得ないと感じた。

◎吉田委員：「全体評価」福祉機関、自治会、地域団体、学校等と連携・協働して取り組む事業が多く見られて良いと思います。今後も、コロナ禍での試行錯誤が続くと思いますが、高齢者や障害者はオンライン等に対応できない方が多く対面での対応が不可欠で、かつコロナ禍だからこそきめ細やかなアウトリーチ等も必要となると思いますので、重点的に対策を立てていただきたいと思います。

「個別事業評価」

シート番号1 施策(2) ①

回数券の導入実施・ICカードの導入検討という長年の課題が解消されて評価できると思います。

シート番号3 施策(2) ①

市と社会福祉協議会が協働して市町村計画の具体的な素案を策定することができたことは大きな一歩だと思いますので、評価できると思います。

シート5 施策(1) ③

「事業の再検討が必要」との記載がありますが、高齢者の見守り、民生委員の訪問は大変重要だと思いますので、コロナ禍における体制を早急につくりあげていただく必要があるかと思っています。

◎山下委員：全体的についての評価

さまざまな事業計画、展望の中で、再周知・周知徹底の方法（を検討）、に関して、具体的にどのような形でいつぐらいまでに行うのか、等をもう少し示していただけたら評価の具体性と透明性が市民に届くと思います。どのような情報提供を計画しているのかを、市民は知ることにより安心にもつながると思いますし、具体性があれば評価もしやすいです。また、窓口対応や講習会や研修のオンライン化（オンラインを含める形）への切り替えや目途の決定、また訪問する事業は、訪問される方の最も基本的関わりのある人からのオンラインや電話での情報提供も活用等、具体的なオンライン化と地域との包括的なつながりがふえるよう期待しております。

◎穂坂委員：新型コロナウイルス感染症の存在下では、ICTの活用が不可欠だと思います。インターネット環境に不慣れな方々に対する情報提供として、スマートフォンでも閲覧可能な動画配信等も考慮頂けるといいのではないかと思います。

◎古宮委員：「全体評価」前年度とほぼ同じ評価で、改善されたものがなかったのが残念に思う。「個別評価」シート番号2施策（1）（2）この事業は住民の側に問題があり、新築の家が増加しているのに町会の加入者は減少の傾向にあり近隣とのかかわりが希薄となっている現状で事業計画を実行するには住民へのアプローチの方法を考える必要がある。

◎宮井委員：自主防災組織の育成については、コロナ対応を含めなかなか前には進めないと思います。

◎小幡委員：「全体評価」福祉総合相談窓口の報告の中で、相談内容にひきこもりに関係するものが多かったとありました。この福祉計画の中で、どこがひきこもり相談に対して支援していくのかがわかりません。（どこにもひきこもりの文字が見受けられないので）相談があったときに、どこがどのように支援していくと、小金井市は考えているのでしょうか？

「個別評価」2-2（2）①「今後の事業計画・展望」避難行動要支援者の対象者になる障害者向けに、自立支援協議会では「防災パンフレット」を令和元年度に作成しました。当事者向けではありますが、避難所になる場所や、支援者の方にも是非目を通していただき、共有して頂きたいです。3-1（1）①「今後の事業計画・展望」も事業実績にもあるようなもう少し具体的な内容を入れていただきたいです。障害者の理解という視点から、共に暮らす共生社会の視点になるためには「障害者権利条約」を学ぶことも有効だと思います。子どものうちに、多様な人と出会い、一緒に過ごすこと。「障害者」である前に、一人の人として出会い過ごすことが最も大切です。ぜひこれからも障害者とふれあい、共に過ごす機会を作ってください。そして医学的な「障害」の理解と共に、社会の「障害」である「社会的障壁」についても学ぶことが大切です。子どもたちが自分で考える学習をお願いします。3-2（2）①「事業実績」及び「今後の事業計画・展望」「成年後見制度のパンフレットを設置する等」とありますが、この書き方だと、設置したことだけに終始しているととらえられます。必要な人には窓口で説明するなど、積極的な対応もしていますよね？その辺りの確認と、そうであれば実際に行っている対応についても書いた方が良いでしょう。3-5（3）③自立生活支援課「事業実績」予定していた件数は何件なのか、どのような事業所が対象なのか、これだと全くわかりません。

件数及び、どのような事業所か、記載をお願いします。4-1(1)②自立生活支援課「今後の事業計画・展望」「障がい者の手引き」ですから、障害のある方が受け取りやすい方法での提示に努めることが最も大切だと思います。「受け取りやすい方法での提示」を考えているのかどうか、この記載だとわかりません。7-1(1)②「事業実績」「体験学習」とあるが、何の体験学習なのでしょう。障害の体験学習でしょうか？7-2(2)②質問でも意見でもありませんが、この事業が新規に加わったことに、共生社会への一歩が進んだように思います。色々な可能性がある事業だと期待します。「今後の事業計画・展望」にもある通り「障がいのある人と市民が交流できる場」を増やしてほしいです。8-1(1)②「今後の事業計画・展望」「今後は講座参加者の活動の場を広げることが必要となる」とある通りです。「ボランティア資質向上に関する講座」は以前から開催されていますが、小金井市民の受講者が、他の自治体で活躍している話を何度も耳にしてきました。例えば公立小中学校での児童・生徒への支援など、ボランティアが必要なところがあります。担当課の垣根を越えて情報共有し、受講者が活動につながるような仕組みづくりをしてください。

◎藤森委員：様々な事業への取り組みありがとうございます。コロナ状況下の中事業の実施も難しいと思いますが、安心・安全に生活出来る様引き続き宜しくお願い致します。

提出された御意見は「地域福祉推進委員会の意見」として整理し、別紙「地域福祉計画の進捗状況及び評価表（令和元年度実績報告）」に記載する。

提出された御質問・御意見及びそれに対する回答は、別紙「第1回小金井市地域福祉推進委員会の議事に対する質問・意見及び回答について」に記載する。

以上で終了

地域福祉計画の進捗状況及び評価表
(令和元年度実績報告)

令和3年3月
福祉保健部地域福祉課

【事業評価の評価基準】

A・・・ ほぼ施策内容を達成した。

B・・・ 施策内容をある程度達成したが、今後の改善、検討を要する。

C・・・ 施策内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。

D・・・ 未実施

※「今後の事業計画・展望」に新型コロナウイルス感染症の影響を記載

地域福祉計画の進捗状況及び評価表(令和元年度実績報告)

シート 番号	基本 施策	施策 番号	地域福祉推進委員会による評価
	計画全体について		<ul style="list-style-type: none"> ・本年度は「コロナ禍」という特殊な事情のため、検証・評価が困難な状況にあったことから、状況の改善に合わせて早急に展開できるものは進めていく必要がある。 ・「前年度事業評価」と「本年度事業評価」がほとんど同一であることの要因が何か検証してみる必要があるのではないかと考える。「人」なのか、「金(予算)」なのか、あるいは国や都、または市の総合施策などの影響によりうまく進まないのかなど、検討の余地があると思う。計画の中間年を振り返りの年として、3年くらいの期間の中で再度検証することも一つのやり方ではないか。 ・今後も、コロナ禍での試行錯誤が続くと思いますが、高齢者や障害者はオンライン等に対応できない方が多く対面での対応が不可欠で、かつコロナ禍だからこそきめ細やかなアウトリーチ等も必要となると思いますので、重点的に対策を立てていただきたいと思います。 ・さまざまな事業計画、展望の中で、再周知・周知徹底の方法(を検討)、に関して、具体的にどのような形でいつぐらいまでに行うのか、等をもう少し示していただけたら評価の具体性と透明性が市民に届くと思います。どのような情報提供を計画しているのかを、市民は知ることにより安心にもつながると思いますし、具体性があれば評価もしやすいです。また、窓口対応や講習会や研修のオンライン化(オンラインを含める形)への切り替えや目途の決定、また訪問する事業は、訪問される方の最も基本的関わりのある人からのオンラインや電話での情報提供も活用等、具体的なオンライン化と地域との包括的なつながり、がふえるよう期待しております。 ・新型コロナウイルス感染症の存在下では、ICTの活用が不可欠だと思います。インターネット環境に不慣れな方々に対する情報提供として、スマートフォンでも閲覧可能な動画配信等も考慮頂けるといいのではないかと思います。
1	福祉を支える基盤の整備	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ① ・まちづくりの進捗状況に対応したスピード感あるバスの運行検討と実施、および、交通系ICカード導入の確実な実施をお願いしたい。 ・回数券の導入実施・ICカードの導入検討という長年の課題が解消されて評価できると思います。
2	災害に備える体制づくり	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ① ・自主防災組織の確立は、新規マンションや事業所等については、行政や商工会議所などから積極的に係ること。町内会などについてはなぜ組織化が進まないのかその要因を検討したうえで係ることが望まれる。 ・自主防災組織の育成の評価Cについて、防災に関する講演の参加者が多いこと、自主防災組織の結成があったことなどを勘案すると、評価はもっと高くても良いように思いました。
		(2)	<ul style="list-style-type: none"> ① ・「今後の事業計画・展望」避難行動要支援者の対象者になる障害者向けに、自立支援協議会では「防災パンフレット」を平成元年度に作成しました。当事者向けではありませんが、避難所になる場所や、支援者の方にも是非目を通していただき、共有して頂きたいです。

シート 番号	基本 施策	施策 番号	地域福祉推進委員会による評価
3	人権尊重と権利 擁護事業の推進	(1) ①	・障害者の理解という視点から、共に暮らす共生社会の視点になるためには「障害者権利条約」を学ぶことも有効だと思います。子どものうちに、多様な人と出会い、一緒に過ごすこと。「障害者」である前に、一人の人として出会い過ごすことが最も大切です。ぜひこれからも障害者とふれあい、共に過ごす機会を作っていくてください。そして医学的な「障害」の理解と共に、社会の「障害」である「社会的障壁」についても学ぶことが大切です。子どもたちが自分で考える学習をお願いします。
		(1) ②	・認知症サポーターについては幅広い年齢層に向けた対応が必要である。
		(2) ①	・市民後見人は継続的フォローアップやケアがないと維持していくことは難しい。市長申立てが実効性を持つためにも、置き去りにされる家庭、地域がないように民生委員活動が活発に展開され、そのバックアップを含めて体制を強化する。 ・権利擁護事業の推進の評価Aについて、市民後見人養成講座の受講者数がゼロで、Aというのは疑問に感じました。 ・市と社会福祉協議会が協働して市町村計画の具体的な素案を策定することができたことは大きな一歩だと思いますので、評価できると思います。 ・「事業実績」及び「今後の事業計画・展望」「成年後見制度のパンフレットを設置する等」とありますが、この書き方だと、設置したことだけに終始しているととらえられます。必要な人には窓口で説明するなど、積極的な対応もしていますよね？ その辺りの確認と、そうであれば実際に行っている対応についても書いた方が良いでしょう。
		(2) ②	・日常生活自立支援事業が一層容易に利用されること、成年後見制度利用促進における中核機関(権利擁護センター)の啓発、さらには地域連携ネットワークの確立と会議の有効性を検討していく(新規)。
		(3) ②③	・第三者評価の積極的な活用と事業者に対する指導強化の維持・継続の重要性。
		(3) ③	・予定していた件数は何件なのか、どのような事業所が対象なのか、これだと全くわかりません。件数及び、どのような事業所か、記載をお願いします。
4	情報提供の仕組 みづくり	(1) ①②	・情報の提供や周知の仕方が、当該障がい者の障がい特性に対応できるものになっているか、必要に応じて家族等養護者に理解できるものになっているか。
		(1) ②	・「障がい者の手引き」ですから、障害のある方が受け取りやすい方法での提示に努めることが最も大切だと思います。
		(2) ①②	・シート4全体に関連することであるが、重複障がいに対応する情報支援になっているか確認し、是正する必要がある場合は早急に対応する。

シート 番号	基本 施策	施策 番号		地域福祉推進委員会による評価
5	地域での課題解決の体制づくり	(1)	①	・民生児童委員の改選などに向けて、日常的にその役割等を周知し、負担軽減を具体化・可視化する。
		(1)	③	・「事業の再検討が必要」との記載がありますが、高齢者の見守り、民生委員の訪問は大変重要だと思いますので、コロナ禍における体制を早急につくりあげていただく必要があるかと思います。
7	社会参加の促進	(2)	②	・この事業が新規に加わったことに、共生社会への一歩が進んだように思います。色々な可能性がある事業だと期待します。「今後の事業計画・展望」にもある通り「障がいのある人と市民が交流できる場」を増やしてほしいです。
8	地域活動の支援と人材の育成	(1)	②	・「今後の事業計画・展望」「今後は講座参加者の活動の場を広げることが必要となる」とある通りです。「ボランティア資質向上に関する講座」は以前から開催されていますが、小金井市民の受講者が、他の自治体で活躍している話を何度も耳にしてきました。例えば公立小中学校での児童・生徒への支援など、ボランティアが必要なところがあります。担当課の垣根を越えて情報共有し、受講者が活動につながるような仕組みづくりをしてください。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	福祉を支える基盤の整備
施策(1)	暮らしやすいまちづくり
施策(2)	移動支援の充実

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	地域福祉課	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業(東京都事業)についての庁内周知を行い、補助金活用を促した。(令和元年度実績:児童館3館、婦人会館トイレ設備改修工事)	A	A	引き続きバリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指して、庁内周知を行っていくとともに、都事業の継続や変更についての情報収集に努める。 【感染症対応】 影響なし
	② 施設のバリアフリー化の推進	地域福祉課	指定開発事業に係る事前協議等の際に、東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出の要否確認及び対象施設について助言・指導・届出受理を行った。(令和元年度実績:4件)	A	A	バリアフリー化、福祉のまちづくりにつなげるため、他課の協力を得ながら、引き続き都条例の届出対応を行っていく。 【感染症対応】 影響なし
(2)	① CoCoバスの利便性向上	交通対策課	これまでの要望等を踏まえ、令和元年度よりCoCoバス・ミニ野川・七軒家循環へ回数券(全路線共通)を導入した。当該路線における令和元年度利用者の約2割が回数券を利用している状況から、利便性向上が図られたと考えられる。 また、2年目となった小金井市コミュニティバス再編事業においては、前年度に整理した現状の課題等を踏まえ、本事業における基本方針を策定した。また、地域懇談会の実施により市民等の意見を踏まえながら、運行時間帯等の検討に当たって具体的な指標となる運行基準を一部決定するとともに、運行ルート(案)の検討に着手した。	B	B	小金井市コミュニティバス再編事業については、令和3年度までの継続事業であることから、令和2年度においても引き続き、地域公共交通会議及び地域懇談会を開催し、地域公共交通会議委員及び市民の意見を踏まえながら、運行基準(案)(運賃・収支率等)の検討を行う。 また、再編の基本方針及び運行基準を基に、具体的な運行ルート・運行時間・運賃等の再編計画(案)を検討するとともに、並行して、再編後の運行改善等の手引きとなるガイドライン(案)の検討に着手する。 【感染症対応】 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い利用者が大幅に減少しているCoCoバスについて、利用者の利便性向上及びバス利用者への回復に向けた利用促進の一助を目的とし、公共交通系ICカードを導入する。(令和3年4月導入予定)
	② 移送サービスへの支援	自立生活支援課	福祉有償運送等の移送支援サービスを実施しているNPO法人等へ経費の一部を補助することで、安定的な運営を確保するとともに福祉の増進を図っている。	A	A	利用実績については近年一定水準で推移しているものと認識している。この事業については各NPO法人等によって適切にサービスを実施しており、今後も引き続きNPO法人等へ経費の一部を補助することで、安定的な運営を確保するとともに福祉の増進を図る。 【感染症対応】 影響なし

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	災害に備える体制づくり
施策(1)	防災・防犯活動への参加促進
施策(2)	要支援者の支援強化

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 自主防災組織の育成	地域安全課	<p>自主防災組織の育成においては、出前講座等の要望があった団体には、防災についての講演(※1)を行い防災意識の向上を図った。総合防災訓練を通じて、東京都と連携し親子防災体験(※2)を実施した。</p> <p>自主防災組織の結成については、結成に向けて動いている町会・自治会に対して、町会・自治会の集まりに出向き制度の説明や、相談があれば結成届の必要書類や記入方法を説明するといったサポートを行ったが、結成には至らなかった。</p> <p>(※1)災害時の自助・共助についてや避難所運営等、回数：10回、参加者：各回10～50人程度(令和元年度実績) (※2)東京都の事業で、冊子を配布し防災イベントでのスタンプラリーを行うといったようなもの。</p>	C	B	<p>出前講座等の要望があった団体には、引き続き防災についての講演を行い防災意識の向上を図っていく。総合防災訓練は、令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員及び関係者のみの訓練となった(令和2年11月1日実施済み)。来年度以降一般市民参加での訓練を行う際には、開催校の学校長に全校生徒に参加の呼びかけを行ってもらい、参加を促していく。</p> <p>自主防災組織の結成については、令和2年4月に1団体、11月に1団体の計2団体の結成があったところであるが、今後も結成に向けて動いている町会・自治会に対しては、引き続き助言等のサポートを行っていく。</p> <p>【感染症対応】 総合防災訓練については上記のとおり。自主防災組織結成に関しての影響はないが、避難所運営における感染症対策等について自主防災組織とともに考えていく必要がある。</p>
	② 地域コミュニティを活用した防犯体制の推進	地域安全課	<p>防犯協会主催の全国地域安全運動市民のつどいを実施する等、警察との連携を図ってきた。地域団体へは、防犯資機材の支給を行うとともに、出前講座などを通じて防犯パトロールの協力や防犯カメラの設置検討を促した。</p> <p>高齢者を狙った特殊詐欺対策のため、自動通話録音機の貸与(対象：概ね65歳以上の世帯)を行った。平成27年度から実施し、令和元年度末までに累計530台の貸与を行った。</p>	C	C	<p>警察及び地域団体と継続して連携を図り、市民が犯罪にまきこまれないよう、防犯講習会等による防犯意識の啓発や防犯資機材の配布等、できる限り支援をしていく。</p> <p>【感染症対応】 防犯講習会等を開催する際には感染症対策を行う。状況によっては開催の中止等も検討する。</p>

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	災害に備える体制づくり
施策(1)	防災・防犯活動への参加促進
施策(2)	要支援者の支援強化

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 災害時における 避難行動要 支援者への支援 体制の充実	地域福祉 課	<p>避難行動要支援者名簿登録新規対象となる方に対して民生委員に訪問調査をしていただくなど、避難行動要支援者名簿の更新を行い、適切な管理に努めた。</p> <p>台風19号が発生した際は、対象者に対して事前に入電し、情報発信や安否確認を行っていただく等していただいた。</p> <p>市からも土砂災害警戒区域居住の対象者に対して入電して安否確認を行う等した。</p> <p>一般の避難所に避難した方の中から、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害のある方等の対応をするための避難所(=福祉避難所)についての「福祉避難所(二次避難所)設置・運営マニュアル」を策定をした。</p>	B	B	<p>避難行動要支援者事業についての周知徹底を図り、災害に強いまちの実現を図る必要がある。</p> <p>【感染症対応】</p> <p>例年、民生委員による新規訪問調査を対面調査としていたが、令和2年度は感染症拡大防止のため対面調査は希望者のみとした。</p> <p>今後も感染症拡大に留意する必要がある。</p> <p>福祉避難所において、感染拡大防止を図る必要がある。</p>
	② 災害時における 避難行動要 支援者への支援 体制の充実	健康課	<p>市では、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行うため「災害時人工呼吸器使用者リスト」を保有している。</p> <p>人工呼吸器装着中の対象者(市内対象者8人)について保健所・自立生活支援課・介護福祉課・健康課において連携会議を行い個別に訪問。令和元年度は5人の支援計画を作成した。</p>	B	B	<p>人工呼吸器対象者の訪問についてはどの機関がどの時期に訪問するのかを、年度当初に計画し会議で共有。コロナ対策として消毒液等の入手困難に伴い、国・都からの情報提供を行う。</p>

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 保健福祉教育の充実	指導室	「すべての人が幸せにくらせる『まち』を作るためのハンドブック」【平成31年小金井市作成】を小学校全校に配布し、総合的な学習の時間等で活用した。また、高齢者や障害のある人とのふれあい等を各学校が発達段階に応じて取り組んだ。	A	A	引き続き「すべての人が幸せにくらせる『まち』を作るためのハンドブック」を活用した授業や発達段階に応じた学習活動を行うことで、保健福祉教育の充実を図る。
	② 市民に対する啓発活動の推進	関係各課 介護福祉課	認知症に関する正しい知識と理解を身に付ける認知症サポーター養成講座を通年で開催した。(全18回実施、398人が受講) 介護予防、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、認知症に関する講演会等を2日間にわたって開催する「お元気サミットin小金井」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。	B	B	引き続き講座等の周知、特に若年層や高齢者の介護を担う世代へ向けての取組を検討していく。 【感染症対応】 講演会等のオンライン開催等、新しい生活様式に合わせた実施方法について検討を行う。
		広報秘書課	平成30年度より東京都の補助事業を活用し「小金井市人権講座」を実施している。 令和元年度は昭和大学大学院保健医療学研究科准教授の副島賢和さんを講師に招き、ご自身が担当する、昭和大学付属病院の院内学級での体験談を通じて、子どもの人権をテーマにした講演を行った。 (参加者90名(満席))	A	A	今後も補助事業を活用し継続して実施する中で、集客力のある講師、時代のニーズに即したテーマを選定することにより、人権意識を広く普及啓発していきたい。 【感染症対応】 当該事業は人権啓発活動地方委託事業として実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度に実施が予定されている「屋内における集合型の啓発事業」については原則中止とする旨の通知があったため中止とした。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 権利擁護事業の推進	地域福祉課	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村計画策定に向けて、権利擁護センター(社会福祉協議会)との調整・検討を進めた。</p> <p>市民後見人の育成のため、市民後見人養成講座や市民後見人フォローアップ講習を実施しているが、令和元年度は養成講習受講者数は0人となった。</p>	B	A	<p>成年後見制度の市町村計画の策定に際しては、令和3年度の策定に向けて作業部会を設置し、関係機関(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等)の御意見も伺い進めていく。</p> <p>市民後見人の育成には、その業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性の習得が求められる。市民後見人の負担感を減らすため、一層の継続支援ができるようフォローアップを行い、市民後見活動への興味・意欲を持たれる方を増やしていきたい。</p> <p>【感染症対応】 影響なし</p>
		自立生活支援課	<p>知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう、窓口パンフレットを設置し、より詳しい説明を求める方には窓口での説明を行い、必要な場合は市権利擁護センター(社会福祉協議会)窓口にお繋ぎすることにより、成年後見制度についての周知を図っている。</p>	B	B	<p>引き続き、必要な方に必要なサービスの提供を行っていく。</p> <p>また、成年後見制度が必要な方が、経済的事情で利用できないということがないよう、市長申立に関しては報酬助成等を継続していく。</p> <p>【感染症対応】 影響なし</p>
		介護福祉課	<p>親族等の支援が得られず、自立した生活を送ることが困難な高齢者に対して、成年後見の市長申立てを行い、後見人・保佐人をつけた。</p> <p>また、市長申立てを行った者の中で後見人・保佐人へ報酬支払いが困難な者に対しては助成を行った。</p>	A	A	<p>引き続き、必要な方に必要なサービスの提供を行っていく。</p> <p>また、成年後見制度が必要な方が、経済的事情で利用できないということがないよう、市長申立に関しては報酬助成等を継続していく。</p> <p>【感染症対応】 影響なし</p>

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(2)	②	地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用支援	地域福祉課	小金井市権利擁護センター(ふくしネットこがねい)では、法律・福祉の関係機関と連携しながら年間9,361件(延べ件数)の相談・援助を行っている。(8,872件/H30年実績) 相談・援助を行う際に法律・福祉の関係機関が関与することにより、本人にとって最も適切な対応が可能になっている。	B	B	様々なケースに対応できる法律・福祉の関係機関との地域における連携・対応強化を継続的に推進していく。 また、市民にとって身近で利用し易くメリットを感じる事業とするため、成年後見制度の利用促進と併せて権利擁護事業全体への理解促進のため効果的な広報に努める。 【感染症対応】 影響なし
	③	虐待防止・対応ネットワークづくりの推進	自立生活支援課	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、緊急連絡にも対応できるよう24時間体制で相談・通報の連絡を受けることによって、家族全体を地域ぐるみで支援することに努めている。	A	A	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、24時間体制で相談・通報の連絡を受ける。 【感染症対応】 影響なし
			介護福祉課	養護者による高齢者虐待の防止を図るため、関係機関と情報共有するなどのネットワークを構築している。 また、「小金井市高齢者虐待対応マニュアル」を用いて関係機関に対応の周知を行った。 虐待により緊急の分離を必要とする高齢者に対して、入所措置等を行った。	A	A	関係機関と情報共有するなどのネットワークの強化に努める。 【感染症対応】 影響なし

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(3)	①	福祉サービス苦情調整委員制度の周知	地域福祉課	福祉サービス全般に関する利用者からの苦情を公正・中立の立場で調査し解決にあたる当該制度について、市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを作成し、市内各施設に設置し周知を行った。 また、苦情ゼロを目指して、福祉部門を始め各部の職員に対し委員が講師となって研修を実施し、内部への制度周知と窓口対応技術の向上を図った。 申立件数実績(H30・10件、R1・8件)	A	A	市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを作成し、市内各施設に設置し周知を図っていく。 職員研修については、引き続き委員に実施を依頼していきたい。 苦情申出の件数は例年10件前後で推移している。これ以外にもオンブズマンで対応できないものについては、今後も他の機関を斡旋する等して適切に対応していく。 【感染症対応】 相談者の希望に応じて、電話での相談も受け付けると、市HPに掲載した。
	②	福祉サービス第三者評価システムの普及	地域福祉課	令和元年度は、14団体の福祉サービスの事業者に対し第三者評価の受審への助成を行った。 市報・ホームページにおける広報をするなど周知を図った。	B	B	市報・ホームページにおける継続的な広報を図っていく。今後とも対象事業者適切に第三者評価の受審経費を補助していく。 【感染症対応】 影響なし
			自立生活支援課	小金井市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱及び小金井市児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱により、対象事業者に第三者評価の受審経費を補助している。	A	A	今後とも対象事業者適切に第三者評価の受審経費を補助していく。 【感染症対応】 影響なし

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
③	サービス事業者の指導強化	地域福祉課	社会福祉法第56条に基づき指導検査を実施(保育園1か所)	B	B	引き続き社会福祉法、指導監査実施方針、計画等に基づき、市が所轄庁となっている4法人に対して指導監督を行っていく。(指導検査は年に1法人実施予定) 【感染症対応】 実地検査を行う際、広い部屋を準備していただき、換気を徹底する。また、都や他市の動向を確認しながら時間を短縮して実施するなど、感染予防対策を徹底する。
		自立生活支援課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた指導検査を中止とせざるを得なかった。	C	C	当初に計画している指導検査が行えるように取り組んでいく。 【感染症対応】 指導検査は事業所に立ち入り検査を行う必要があるため、新型コロナウイルス感染対策等が検討課題である。
		介護福祉課	介護保険事業所に対する指導検査を実施(居宅介護支援事業所9か所、認知症対応型通所介護2か所、地域密着型通所介護1か所、認知症対応型共同生活介護1か所)	B	B	今後も各事業所が、法令、各種基準に準拠した運営を行っているか確認を行うこととする。 【感染症対応】 検査について、現地訪問は行わずに、書類の提出を事業所に求め、書面検査のみを行う。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	情報提供の仕組みづくり
施策(1)	福祉の情報発信の強化
施策(2)	情報バリアフリーの推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 情報提供の充実	自立生活支援課	障がいのある方が利用可能な庁内外の各種制度をまとめた「障がい者福祉のてびき」や「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」を作成している。各種情報をホームページに掲載する一方で、窓口にも設置して情報提供をしている。	B	B	制度改正等に対応するため、「障がい者福祉のてびき」の改訂を行う等、今後も最新の情報を反映していく。 また、市民が情報を入力しやすくなるように、更なる配慮に努める。 【感染症対応】 影響なし
		介護福祉課	介護保険についての、適切な利用ををするための冊子を作成し、市窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	B	引き続き、ガイドブックの配布等を通じて、介護保険制度の周知を行う。 【感染症対応】 影響なし
	② 各種手当制度の周知	自立生活支援課	各種手当制度の案内を、市報や市ホームページ、「障がい者福祉のてびき」に掲載し、情報提供に努めている。また、来庁した市民に対しては、障がいの内容・重複など、その方の状況に合わせて制度説明を行い、該当の手当をまとめたシートをお渡ししている。状況により、子育て支援課の児童育成手当(障害手当)を案内するなど、他課との連携も	B	B	引き続き周知を続けるとともに、HP等の充実に努める。 【感染症対応】 影響なし
		介護福祉課	市報及び納入通知書に、介護保険料減免に関するお知らせを掲載し、市民への周知を行った。	B	B	引き続き、市報及び納入通知書での減免制度に関するお知らせの掲載を継続する。 【感染症対応】 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免について市報、ホームページ、納入通知書等に掲載し、市民への周知に努める。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	情報提供の仕組みづくり
施策(1)	福祉の情報発信の強化
施策(2)	情報バリアフリーの推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 福祉マップの見直し	自立生活支援課	駅前周辺等の整備がされており、街並みが刻一刻と変化しているため、福祉マップの作成はできなかったが、平成28年度2月に福祉施設のマップとして「こがねい 障がい児・者ふくしサービスマップ」の作成を行っている。	D	D	現在、駅前の周辺整備等を行っているため、一定の整備が終わった段階で街並みに対応したマップを作成できるように検討し、定期的に改訂を行っていく予定である。 【感染症対応】 影響なし
	② 情報提供のユニバーサルデザインの推進	広報秘書課	市報こがねいについては、引き続き、音訳版を作成し市ホームページへの掲載と希望者への送付を行っている。また、ホームページについては、情報発信の拡充と、誰もが適切に情報を得られるようアクセシビリティの向上にも努めている。	B	B	市報こがねいについては、レイアウトを工夫するなど、引き続き見やすい紙面となるよう留意し編集・作成していく。また、音訳版は、対象者へサービスの再周知を図るなどして、利用者の増加に努めたい。 ホームページについては、コンテンツ作成ルールに基づいたホームページ掲載について引き続き庁内への周知を行うなど、情報のバリアフリー化を継続する。 【感染症対応】 市ホームページ内にコロナウイルス感染症対策に関する情報をまとめたページを作り、トップページからもアクセスできるように対応している。

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	地域での課題解決の体制づくり
施策(1)	地域での見守り推進
施策(2)	総合的な相談体制の構築

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 民生委員・児童委員活動の支援	地域福祉課	小金井市民生委員児童委員協議会の事務局を地域福祉係内に設置し、民生委員児童委員活動の支援を行っている。また、民生委員児童委員PRイベントの実施、市民まつりでのブース出展、市報・HPで民生委員・児童委員制度の周知を行った。	B	B	民生委員児童委員の負担感軽減のためにも欠員補充に注力し、定数に近づけるように社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識をもち、社会福祉及び民生委員の活動に理解と熱意がある方の情報収集・勧誘活動を行う。 【感染症対応】会議やイベント等における感染拡大防止に努める。
	② 町会・自治会活動への支援	広報秘書課	町会・自治会の加入促進のちらしを作成し、窓口で配布している。市民課においても、ちらしを掲示しており、加入促進に努めるとともに、令和元年度より地域コミュニティSNSを活用した支援を開始した。 また、町会・自治会が行う地域力向上を図る事業に対する、東京都及び宝くじ団体の補助事業についても、全町会・自治会に周知をしているところである。	B	B	引き続き加入促進に向けた、様々な周知媒体の活用を検討する。 【感染症対応】 毎月、町会・自治会等に「市政だより」を送付し、回覧等を依頼しているが、緊急事態宣言中は外出自粛が強く要請されたこと、また地域で共有していただく事業等の情報が特段無かったため、町会・自治会員の皆様にも接触を避けていただく観点から、5/1号及び6/1号については発行を休止し、7/1号以降は、送付はするが、団体内での情報共有については判断を委ねることとしている。
	③ 身近な相談体制の充実	介護福祉課	毎年75歳・80歳の方を訪問して一人暮らし・高齢者のみ世帯など見守りを必要とする対象者を把握し、関係者とともに見守り支援のネットワークを構築している。	B	B	引き続き75歳・80歳の方を訪問して一人暮らし・高齢者のみ世帯など見守りを必要とする対象者を把握し、関係者と共有していく。 【感染症対応】 高齢者宅への民生委員の訪問について、双方の感染予防を念頭に置き事業の再検討が必要。

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	地域での課題解決の体制づくり
施策(1)	地域での見守り推進
施策(2)	総合的な相談体制の構築

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 【新規】 福祉相談窓口 の整備	地域福祉課	福祉総合相談窓口の具体的な運営体制、機能及び開始時期等について庁内検討委員会を全5回実施し検討を行い報告書にまとめた。また、その結果に基づき市社会福祉協議会との契約内容の調整を行った。	D	D	令和2年10月から試行開始し、(仮称)新福祉会館竣工後に本稼働を目指して、体制の整備を進める。 【感染症対応】相談予約制の推進、窓口や会議における感染拡大防止に努める。
	② 相談支援体制 の充実	地域福祉課	福祉総合相談窓口の検討とあわせて、包括的な支援体制の具体的な機能及び開始時期等について検討を進める。	D	D	令和2年10月からの福祉総合相談窓口試行開始とあわせて、包括的な支援体制の整備を進める。 【感染症対応】相談窓口や会議における感染拡大防止に努める。
		自立生活支援課	障がいのある方の相談窓口である障害者地域自立生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター、児童発達支援センター、障害者就労支援センター等と連携し、障がいの状態や本人の希望に合った相談体制を構築している。	B	B	各相談窓口との連携を一層密にし、ノウハウを蓄えてより良い対応につながるよう改善していく。 【感染症対応】 影響なし

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	セーフティネットの機能強化
施策(1)	生活困難者への支援強化
施策(2)	生活保障の推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 【新規】 地域生活課題 の把握と情報共 有の仕組み強 化	地域福祉 課	生活困窮者の自立に向けた相談支援における支援調整 会議の開催等を通じて、関係各課や関係機関等との連携 強化を図った。	B	B	引き続き、生活困窮者の自立に向けた相談支援を通じた 連携強化を図っていくとともに、令和2年10月からの福祉 総合相談窓口試行開始とあわせて、新たな支援体制の構 築を図る。 【感染症対応】相談窓口や会議における感染拡大防止に努 める。
	② 【新規】 生活困窮者の 自立支援の推 進	地域福祉 課	生活困窮者の自立に向けた相談支援を行ったほか、住居 確保給付金の支給による就職活動の支援、家計改善や債 務整理に向けた支援及び子どもの進学支援を行った。	B	B	引き続き、生活困窮者の自立に向けた相談支援を行って いくとともに、令和2年10月からの福祉総合相談窓口試 行開始とあわせて、支援体制の構築を図る。 【感染症対応】相談予約制の推進、窓口や会議における感 染拡大防止に努める。
(2)	① 生活保護制度 の適正な運用	地域福祉 課	適切な生保護費の支給、相談業務等を実施した。就労支 援相談等、自立助長に資する所事業を実施した。また、新 型コロナウイルス感染症による困窮状態の者については、 国通知等に基づき柔軟に対応するなど、社会情勢に応じた 適切な支援を行った。	B	B	被保護世帯の自立助長に向けて国が実施する事業の動向 も注視し、就労支援相談、健康管理支援等諸自立支援プロ グラムに沿った諸事業を適宜実施することとする。 【感染症対応】国より「訪問調査の自粛」「稼働能力の活用 についての保留」との通知を受けているため、社会情勢を 鑑みつつ適切に制度運用を行う。
	② 路上生活者へ の自立支援	地域福祉 課	年2回定期的に行っている路上生活者概数調査では、 市が所管する公園等において路上生活者を確認されな かった。生活保護等の相談においては生活歴等を聴取し、 対象者がいた場合には住居の確保等速やかな対応を行っ た。	B	B	概数調査を引き続き実施し、適切な相談、対応を実施し、 住居確保等の生活支援を行い、就労支援等自立へ向けた 支援を実施する。 【感染症対応】影響なし

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	社会参加の促進
施策(1)	地域活動への参加促進
施策(2)	地域活動の拠点づくり

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり	地域福祉課(社会福祉協議会)	夏のボランティア体験学習を7月20日から8月26日の期間で実施。協力施設・団体 49カ所 参加者100人 延べ152人	B	B	既存事業はコロナ対応が必要なため下記のとおり。 【感染症対応】 オンラインを通じての事業を検討及び実施していくとともに、3密にならずとも出来るプログラムの開発を行う。
	② 多様な人材の地域活動への参加促進	関係各課(社会福祉協議会)	福祉教育事業を実施。教育機関において児童、生徒への体験学習(車いす体験、点字体験等)や地域で暮らす障がいのある当事者からの講話などを実施した。 ボランティア・市民活動に興味関心のある方への相談窓口を常時設置している。	B	B	ボランティア・市民活動に関する相談窓口は、継続して実施。 【感染症対応】 福祉教育事業は教育機関とも連携しながらオンラインを含めて事業を検討及び実施していく。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	社会参加の促進
施策(1)	地域活動への参加促進
施策(2)	地域活動の拠点づくり

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 世代間交流の 促進	自立生活 支援課	障がい者福祉についての関心・理解を深めていただくとともに、社会参加の促進のために、12月初旬に障害者週間において、イベントなどを行っている。	A	A	これからも障害者週間のイベントの開催などをはじめとし、交流の場の確保に努めていきたい。 【感染症対応】 イベント参加者の人数制限や新型コロナウイルス感染防止のための対応が必要である。
		介護福祉 課	おとしより入浴事業は、7事業を実施し、計991人(高齢者772人、子供219人)が参加し、世代間交流を図ることが出来た。 敬老会は、1,458人の高齢者の来場があり、ボーイスカウトによるお祝いの品の贈呈等で世代間交流を図ることができた。 小金井さくら体操を保育園の協力を得て園児と野外で実施した。	A	A	引き続き世代間交流の促進を高齢者にもメリットのある形で推進できるよう努める。 【感染症対応】 おとしより入浴事業は、人数制限や、銭湯の出入口や脱衣場において、アルコールでの手指消毒の徹底、さらし粉をお湯に入れ、感染症拡大防止のため、衛生管理を強化し、実施する。 敬老会は、感染症拡大防止に適した方策での実施の有無について、検討を行う。 終息後に改めて協力してもらえよう再依頼が必要。
	② 【新規】 多様な市民が 交流できる場の 構築	公民館	公民館の青年学級「みんなの会」事業のなかでは、生涯学習の一環として当事者の余暇活動の充実を図るとともに、ボランティアなどの運営スタッフを確保し、障がいのある人と交流ができる機会を増やしています。	B	B	今後も運営支援をするとともに、ボランティアを養成することで、運営スタッフの確保を図り、障がいのある人と市民が交流できる場を増やします。 【感染症対応】 影響なし

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	地域活動の支援と人材の育成
施策(1)	地域福祉の担い手育成
施策(2)	専門人材の育成

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 地域福祉ファミリーリーダー養成講座の開催	地域福祉課	小金井市、三鷹市、武蔵野市、当該3市社会福祉協議会及びルーテル学院大学と協働し、養成講座(全10回)を開催し、地域福祉ファミリーリーダーの養成に努めた。小金井市の養成講座修了生は4人(全体計26人)となった。令和元年度は、仕事や活動エリアを限定せず、受講生が実施したいことを尊重した活動企画グループ化を図り、今後の取り組みや多様なつながりに活かしている。	B	B	講座のさらなる周知を図るため、社会福祉協議会と調整し、広報チラシ、市報原稿等の内容や広報チラシの設置場所、周知方法等を工夫して講座受講者数の増加を目指す。 また、講座の修了生が地域での活動を始める際の支援や活動の継続支援を強化する。 さらに、より充実した講義内容とするため、ルーテル学院大学との連携を強化する。 【感染症対応】令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ事業中止となっている。
	② 市民活動の資質向上	生涯学習課	東京学芸大学と連携し、ボランティアの資質向上に関する講座を開催した。平成30年度の受講者のアンケート結果をもとに、一講座の時間を一時間から二時間に増やし、開催回数は減ったが内容を充実させた。	A	B	講座内容や実施方法を改善しながら、今後は講座参加者の活動の場を広げることが必要となる。 【感染症対応】 動画教材による非対面式講座を小金井会場では12月17日から開催予定。
①	福祉専門職の資質の向上	自立生活支援課	令和元年度においては、新型コロナウイルス感染防止のため研修の実施を中止したが、通常は精神障害者ホームヘルパーフォローアップ研修年1回開催し、ホームヘルパーとして従事している方の資質向上を推進している。また、国や東京都から研修や講習会の開催情報があれば、適宜関係機関に情報提供を行っている。	B	B	今後も引き続き、研修の開催や周知を図っていく。 【感染症対応】 新型コロナウイルス感染防止の観点から、実施及び実施方法の検討を行っていく。
		介護福祉課	市や地域包括支援センター主催の研修や講習会を開催して情報提供を行っており、専門職の資質の向上を促進している。また、国や都で実施する研修や講習会についても情報提供を行っている。	A	A	引き続き市や地域包括支援センター主催の研修や講習会の開催を行うとともに、国や都で実施する研修や講習会について情報提供を行う。 【感染症対応】 研修の実施方法・受講人数等について再検討が必要。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	地域活動の支援と人材の育成
施策(1)	地域福祉の担い手育成
施策(2)	専門人材の育成

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	② 民間事業者等の参入の促進	自立生活支援課	民間事業者より事業所開設の相談があった場合には丁寧に対応しつつ、民間における優れた人材や技術を活用して、更なる福祉の充実に努めて行く必要がある。	C	C	障害福祉計画等に基づきつつ事業所の開設について検討をしていく。 【感染症対応】 影響なし
		介護福祉課	令和元年度においては、8つの民間事業者と高齢者等に関する見守り協定を締結し、累計60事業者が協定に参加することとなった。	A	A	【感染症対応】 今後も、民間事業者と協定を締結していく予定であるが、新型コロナウイルス感染予防策のため、新たな民間事業者に協定締結のお願いに行くことも困難な状況であるため、現状維持を目指す。
	③ 地域福祉推進事業の充実	地域福祉課	福祉NPO連絡会にて、対象となる団体へ補助についての周知を行った。令和元年度においては補助申請なし。	D	D	該当事業関係各課の事業実施状況等から、今後についての検討を行う。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化	
基本施策	多様な地域資源との連携	
施策(1)	多様な主体との連携づくり	
施策(2)	社会福祉協議会との連携強化	

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 福祉サービス事業所の地域に開かれた取り組みの推進	自立生活支援課	障害者福祉センターの食堂等を地域の方に貸し出ししている。	A	A	これからも安全面に配慮しつつ、市民の方が集える場として開放していく。 【感染症対応】 影響なし
	② 【新規】社会福祉法人等の連携強化	関係各課(社会福祉協議会)	社会福祉法人連絡会を平成29年度に組織し、社会福祉法人に求められる、地域公益活動の推進について継続的に情報交換や情報収集を行っている。具体的には地域住民懇談会に参画することとなった。	A	A	地域公益活動の推進を継続してすすめるため、既存の会議等の実施は感染症対策を行った上で行うか、オンラインで実施する。 【感染症対応】 社会福祉法人連絡会に所属している法人の状況把握などを行うなどして、感染症禍における地域公益活動について検討を進める。
(2)	① ボランティア・市民活動センターの機能強化	地域福祉課(社会福祉協議会)	ボランティア・市民活動の常設窓口を設置し各種相談に応じるとともに、広報紙「ぼらんていあ・こがねい」(毎月発行)やホームページにおいて、情報発信を行っている。歳末たすけあい募金を財源とする市民活動助成金「さくらファンド」を実施し事業の立ち上げのための資金を助成している。26件 963,440円	B	B	(仮称)新福祉会館における災害ボランティアセンターの運営について検討を進める。また、(仮称)小金井市市民協働支援センターの動向にも注目しつつ、竣工後の在り方や役割分担等について検討を行っていく。 【感染症対応】 新たな生活様式を踏まえた、ボランティア活動の進め方を研究し、今までの枠にとらわれない活動の進め方などの情報発信を行っていく。 災害ボランティアセンター運営マニュアルにおいて、感染症禍における災害ボランティアセンター運営についての追記を準備・実施する。
	② 社会福祉協議会との連携強化	地域福祉課	複合的な生活課題を抱えた人への支援、権利擁護、生活困窮者自立相談、地域の居場所づくり等、社会福祉協議会の専門性を活かし共通の目的のもと地域福祉を推進できるよう連携している。 (市が設置する福祉総合相談窓口の運営を社会福祉協議会に委託し令和2年10月1日から開設)	A	A	今後も、地域福祉の推進という共通の目的のもと、市と社会福祉協議会が協働、互いの得意分野をいかした役割分担によって、総合的に地域福祉の推進をめざしていく。 【感染症対応】 新型コロナウイルス感染症が市民生活に与える影響を共有し、福祉施策に適切に反映できるよう努める。

第1回小金井市地域福祉推進委員会の議事に対する質問・意見及び回答について

項目	委員からの質問・意見	質問・意見に対する回答
<p>【議事1】 福祉総合相談窓口の整備について（報告）</p>	<p>1) 包括化推進員の選任、現体制（増員2名で総人数） 2) 包括化推進員の資質の向上・研修体制（今後の予定を含めて） 3) 相談支援包括化推進会議の定期開催希望（情報共有） 4) 窓口周知の定期的確認</p>	<p>1) 包括化推進員の選任については、社会福祉士等の有資格者として、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者など、地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有する者を選任しました。従前の生活困窮者自立相談窓口は4名体制でしたが、2名増員し6名体制で支援を行っています。 2) 包括化推進員の資質の向上・研修体制については、国等が実施する研修会へ積極的に参加し、常に相談技能のスキルアップに努めるよう定めています。 3) 個別検討は毎月定期開催としていますが、相談支援包括化推進会議については、会議の目的が複合的な課題を抱える相談者に対しての総括的な連携方法の検討となるため不定期での開催としています。しかし、ご指摘にあるとおり情報共有及び関係機関とのネットワーク作りの機会としては有効な場であるため、今後事業を進める上で参考とさせていただきます。 4) 窓口周知の定期的確認については、開設初年度ということもあり市報及び市HPで窓口開設を大きく広報しました。休日窓口の開設日については、都度、市HPの到着情報に掲載されるよう定期的な更新を</p>

		<p>行っています。一方で、休日窓口の利用が少ない実績などを考慮すると市民の認知度が高まっていないことも考えられます。</p> <p>新たな広報媒体の活用等周知方法を検討しております。また、対象者を適切に窓口へつなげるため、庁内関係課（庁内職員）にも継続して周知してまいります。</p>
	<p>社会問題に関する新書など書籍を読んでいますと、各分野で大変高度なサポートをしている民間団体や NPO が数多くありますので、今後は、そのような情報の蓄積及びご案内をお願いしたいと思います。（民間のご紹介は難しいかも知れませんが。）</p>	<p>民間団体等の先進的事例は、貴重な地域資源と捉えています。ご指摘のとおり、そうした民間団体等に関する情報を収集・蓄積し、信頼性と実績のある団体等の案内を積極的に行ってまいります。</p> <p>また、地域の資源とネットワークをいかして、支え合う地域社会づくりを進めます。</p>
	<p>休日窓口の利用が少ないようです。スタッフの負担も考えると、休日は電話相談のみとかでもいいのかな？と思いました。</p>	<p>休日窓口については、引き続きの広報に努めます。利用実績及び課題を整理した上で休日窓口の在り方について検証を行い、より良い在り方を模索していきます。新福祉会館竣工を目途として見直しを行ってまいります。</p>
	<p>自分が相談したいことがあると想定して、まず最初の電話を掛けられるかと考えてみると、なかなかその勇気が出せないかもしれない。そのような気持ちでせつかくの相談窓口までたどり着けない方も多いと思うので、引き続き相談しやすい窓口を目指す必要があると思いました。</p>	<p>安心してご相談いただける福祉総合相談窓口を目指すために、来所や電話相談のほか、メール、ファクシミリ等も含めた方法で「気軽に何でも相談できる窓口」である点を積極的に広報してまいります。</p> <p>また、他の自治体の例なども参考に研究に努めます。</p>
	<p>コロナ禍の今、相談はより増える事が予想され、今の人員で対応できるのか心配である。</p>	<p>人員配置については、相談状況を踏まえ適正な配置に努め、事業を推進してまいります。</p>

	<p>間口の広さに対して、対応する職員の数が少ないことが気になります。この窓口は、あくまで受付で、相談内容によって関係機関に振り分けていくというものなのでしょうか？例えば、ひきこもりの支援を考えた場合、相談が長期間にわたることは想像できます。相談者は、信頼関係を作ったうえで、支援を一緒に考えてくれる半走者のような支援者を求めています。そして他の機関に繋げるのであれば、丁寧に繋いでほしいです。</p> <p>相談を受けた件数だけでなく、その先の行方についても把握して頂ければ、それが必要な体制を考える土台になります。</p>	<p>ご意見のとおり、本市の福祉総合相談窓口は「手続きのワンストップ窓口ではなく、支援機能を含む相談窓口として、地域生活課題を抱えた人に寄り添い、解決に向けて伴走し、その人らしい生活を送れるよう支援する。」と定義しています。</p> <p>人員配置については上述のとおり相談状況を踏まえ適正な配置を検討します。</p> <p>相談の流れについては、相談受付後にアセスメントを行い、相談内容が既存の機関（支援）で対応できるケースであれば、適切な機関に振り分けることとなります。その際は必要に応じて同行支援など丁寧な繋ぎを行ってまいります。</p> <p>複合的な課題を抱えたケースなどは支援調整会議の場などを利用して関連部署・関係の他機関を繋ぐ役割を果たし、必要な支援サービスを提供します。また、支援が途絶えないよう経過確認・支援計画の評価を行います。</p>
<p>【議事2】 小金井市成年後見制度利用促進基本計画について（報告）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 中核機関としての周知状況の確認 2) 地域連携ネットワークづくりの進捗状況（「協議会」の開催状況） 3) 市民後見人養成の状況 4) 日常生活自立支援事業の利用状況、対応状況（1, 2は基本計画スタート前ならそれらの予定） 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 中核機関としての周知状況（予定）については、成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたり市民の意見を求め、広く制度の仕組みと目的を周知するためにもパブリックコメントの実施を予定しています。また、現在、市HPに成年後見制度を紹介する専用ページが無いことから、計画策定に併せて制度の概要を紹介するページを新設し、中核機関である社会福祉協議会に相談が繋がるよう案内していきます。

		<p>2) 地域連携ネットワークづくりの進捗状況については、既存の運営等審査会（権利擁護センターの運営と相談支援の助言をいただく委員会）の構成員が国の示す「協議会」と一部共通しており、この機能を拡充する方向で成年後見制度利用促進基本計画における「協議会」の設置を目指していきたいと考えています。協議会の開催頻度については、中核機関と協議し今後検討してまいります。</p> <p>3) 市民後見人養成の状況については、直近の市民後見人等候補者の登録者実績が0人となっております。（過去実績：平成27年度・9人、平成28年度・2人）市では7市共同による養成講座（フォローアップ講座と隔年実施）の受講者を広く公募していますが、申込者数は減少傾向にあり、今後は、市民後見人としての活動の負担や制度上の課題を分析します。</p> <p>4) 日常生活自立支援事業の利用状況及び対応状況については、現在、利用者が増加し、契約希望者の一部は待機状態となっているところであり、人員不足が課題となっています。</p>
	<p>資力のない要支援者をサポートしてくれる後見人等の情報がなく、ケアマネが当職に「いくらでも頼みたい人がいる」とお考えの様子が印象的でした。この経験から言えるのは、一番、困っている方に関する情報があるのは、ケアマネ（介護事業所）という気もしますので、そこへのアクセスを強化すべきと思います。</p>	<p>「資力のない要支援者」に対しては、市長申立のほか、報酬助成や申立費用助成の見直し、市民後見人など担い手の育成を進めていく必要があります。</p> <p>高齢社会において地域の拠点となる地域包括化支援センターとの連携は重要であり、ケアマネジャーと福祉総合相談窓口の相談員とが密に情報共有できる仕</p>

	<p>核家族化、高齢化が進む中、成年後見制度は必要だと感じる。しかし、議事1同様利用するにはハードルが高いように感じるので制度の利点の周知などに努める必要があると思う。</p>	<p>組みを今後検討してまいります。</p> <p>ご指摘のとおり、成年後見制度は本人の権利を保護する制度ではありますが、一方で費用と手間がかかり、財産処分の制限を受けるなどの側面もあり、利用者が制度のメリットを実感できないことが大きな課題とされています。</p> <p>市計画の策定にあたっては、財産保護の側面だけでなく、自己決定を重視しその人の望む生活を保障する「身上保護」の側面や、複雑に感じる制度の仕組みについても分かりやすい広報に努めてまいります。</p>
	<p>金融商品手続きや不動産書類をいざ目の前にしてから不安を感じる話は多く聞きます。制度利用の周知には、イメージのつきやすい手軽なツール増えたらと思います。紙媒体での銀行や郵便局、病院での情報提供。制度の名前が重いので、法定の中でも種類があることや、任意の説明、本人が将来を考えようとするビジョンが見えたり、親族や周りの方が地域的包括的な市のサポートの存在に気付けるような説明、これらが絵や図式のある、色彩豊かな紙の情報。紙にはQRコードをつけてオンラインでも随時見られるようにしておく、等。</p> <p>コロナのこともあり、人の集まる場所や時間はこれからも限定的になる傾向であるならば、市の発信する情報は、市内のスーパーやコーヒー店、生協、町内会やマンション掲示板等にもっと協力的になってくれた</p>	<p>制度の周知方法について、市では従来在市報、市HP、市内掲示板、公共施設へのチラシの配下などのほか、ツイッターなど状況に応じた媒体を活用した配信に努めております。地域福祉課においてもこうした新たな広報媒体の活用を検討するほか、既存の市報、市HPでもより分かりやすい紙面の工夫を行ってまいります。</p> <p>市政情報の発信場所については、制限や事前協議が必要となる場合がありますが、町内会など可能な限り働きかけを検討してまいります。</p>

	<p>らいいと思いますし、市もこれからさらに働きかけてほしいと思いました。</p>	
	<p>①厚生労働省資料には「後見開始後の柔軟な後見人等の交代等」とありますが、この基本計画の中に、この部分についての記載が見当たりません。どの部分があったのか、教えていただけますでしょうか。</p> <p>②「判断能力が十分でない」という判断はどのようにされるのでしょうか？この計画外になる質問かもしれませんが、参考までに教えていただければと思います。</p>	<p>①後見人等の交代は家庭裁判所が判断するところとなりますので、本計画案に明確な記載はしておりませんが、適切な後見人候補者を推薦するためのマッチング機能及び中核機関によるモニタリングの実施に内包されるものと捉えています。定期的なモニタリングが行われることで、本人の状況の変化や後見人の果たしている役割等を把握することができ、必要な場合は、中核機関から家庭裁判所に情報の共有を行います。</p> <p>②成年後見制度における「判断能力」については、医師が作成する診断書などをもとに、家庭裁判所が以下の3種類のうち本人にとって適切なものを判定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後見相当…常に判断能力がない ○保佐相当…判断能力が著しく不十分 ○補助相当…判断能力が不十分 <p>また、家庭裁判所が診断書だけでは判断できないとした場合などには、「鑑定」というより詳しく判断能力を判定する手続きもあります。</p>
<p>【議事3】 地域福祉計画の令和元年度実績報告及び評価に</p>	<p>【全体】 本年度は「コロナ禍」という特殊な事情のため、検証・評価が困難な状況にあったことから、状況の改善に合わせて早急に展開できるものは進めていく必要がある</p>	<p>令和4年度、令和5年度の2か年をかけて現行の保健福祉総合計画の見直しを予定しているところであり、事業実績を評価、分析していくにあたっては、限られた地域資源をどのように適正配分していくべきか、国</p>

<p>ついて</p>	<p>る。</p> <p>「前年度事業評価」と「本年度事業評価」がほとんど同一であることの要因が何か検証してみる必要があるのではないかと考える。「人」なのか、「金（予算）」なのか、あるいは国や都、または市の総合施策などの影響によりうまく進まないのかなど、検討の余地があると思う。</p> <p>計画の中間年を振り返りの年として、3年くらいの期間の中で再度検証することも一つのやり方ではないか。</p> <p>【個別】</p> <p>シート番号 1（2）①まちづくりの進捗状況に対応したスピード感あるバスの運行検討と実施、および、交通系 IC カード導入の確実な実施をお願いしたい。</p> <p>シート番号 2</p> <p>（1）①自主防災組織の確立は、新規マンションや事業所等については、行政や商工会議所などから積極的に係ること。町内会などについてはなぜ組織化が進まないのかその要因を検討したうえで係ることが望まれる。</p> <p>（2）①福祉</p> <p>（1）②認知症サポーターについては幅広い年齢層に向けた対応が必要である。</p>	<p>の福祉施策や法改正の反映に併せて検討する必要があるため、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p> <p>シート番号 1（2）①</p> <p>主管課においても早急で確実な実施を行うべきとの認識をもっているところですので、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p> <p>シート番号 2</p> <p>（1）①自主防災組織の結成については、地域防災の要として主管課でも重要なものと捉えておりますので、今後も各町会等への積極的な係りを続けていきたいと考えます。</p> <p>（1）②認知症サポーターについては、市民だけではなく、警察・消防等の行政機関、金融機関、医療機関、民間企業等に対しても養成講座を実施しています。</p>
------------	--	--

	<p>(2) ①市民後見人は継続的フォローアップやケアがないと維持していくことは難しい。 市長申立てが実効性を持つためにも、置き去りにされる家庭、地域がないように民生委員活動が活発に展開され、そのバックアップを含めて体制を強化する。</p> <p>(2) ②日常生活自立支援事業が一層容易に利用されること、成年後見制度利用促進における中核機関（権利擁護センター）の啓発、さらには地域連携ネットワークの確立と会議の有効性を検討していく（新規）。</p> <p>(3) ②③第三者評価の積極的な活用と事業者に対する指導強化の維持・継続の重要性。</p> <p>シート番号4</p> <p>(1) ①②情報の提供や周知の仕方が、当該障がい者の障がい特性に対応できるものになっているか、必要</p>	<p>また、市内の一部の小中学校に対しても「キッズ認サポ」として養成講座を実施しています。</p> <p>引き続き幅広い対象・年齢層に受講していただけるよう、対応してまいりたいと考えます。</p> <p>(2) ①市民後見人養成事業については養成講座の受講者数が伸び悩んでおり改善が必要な施策と捉えています。また、隔年で市民後見人のフォローアップ講座を実施してまいりましたが、施策の効果を再度分析し、成年後見制度の市町村計画策定に併せて課題解決に向けて取り組む必要があります。委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p> <p>(2) ②日常生活自立支援事業 今後施策を進める上で参考としていくべきものとして、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p> <p>今後施策を進める上で参考としていくべきものとして、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p> <p>シート番号4</p> <p>(1) ①②情報の提供や周知の仕方 来庁された方については、対象の方の障がい内容に</p>
--	---	--

	<p>に応じて家族等養護者に理解できるものになっているか。</p> <p>(2) ①②シート4全体に関連することであるが、重複障がいに対応する情報支援になっているか確認し、是正する必要があるがあれば早急に対応する。</p> <p>シート番号5</p> <p>(1) ①民生児童委員の改選などに向けて、日常的にその役割等を周知し、負担軽減を具体化・可視化する</p>	<p>合わせて、必要に応じて制度説明を行っております。上記を実績報告書に記載し、今後とも積極的な情報提供に努めてまいります。</p> <p>(2) ①②シート4全体</p> <p>重複障がいのある方に関しては、対象の方の状況を聞き取りの上、必要に応じて制度説明を行っております。上記を実績報告書に記載し、今後とも積極的な情報提供に努めてまいります。</p> <p>シート番号5</p> <p>(1) ①民生児童委員</p> <p>今後施策を進める上で参考としていくべきものとして、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p>
	<p>(1) ①自主防災組織の育成の評価Cについて</p> <p>防災に関する講演の参加者が多いこと、自主防災組織の結成があったことなどを勘案すると、評価はもっと高くても良いように思いました。</p>	<p>(1) ①自主防災組織の育成の評価については、自主防災組織の新規結成が令和2年度であることを理由としてC評価としましたが、地域福祉推進委員会からご意見をいただき、令和元年度の活動が令和2年度の新規結成に繋がったことを積極的に評価し、B評価と改めさせていただきました。今後とも事業の推進に努めます。</p>
	<p>(2) ①権利擁護事業の推進の評価Aについて</p> <p>市民後見人養成講座の受講者数がゼロで、Aというのは疑問に感じました。</p>	<p>(2) ①権利擁護事業の推進の評価については、市の計画策定に向けた取組（事前協議及び作業部会の予算化等）を評価しA評価とさせていただきました。しかし、ご指摘のとおり市民後見人養成事業については養</p>

		<p>成講座の受講者数が伸び悩んでおり改善が必要な施策と捉えています。市民後見活動は営利的な側面が少ないボランティア活動の位置付けとしては業務負担が重いというイメージもあり、受講終了後のフォローアップ講座も行っていますが、受任条件や選任までの流れなど課題が指摘されています。</p> <p>市民後見人の育成については、本市の成年後見制度利用促進基本計画（案）に記載をするため、計画策定に併せて課題解決に向けて取り組む必要があることから、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p>
	<p>今後も、コロナ禍での試行錯誤が続くと思いますが、高齢者や障害者はオンライン等に対応できない方が多く対面での対応が不可欠で、かつコロナ禍だからこそきめ細やかなアウトリーチ等も必要となると思いますので、重点的に対策を立てていただきたいと思います。</p> <p>「個別事業についての評価」</p> <p>○ シート番号1 施策（2）① 回数券の導入実施・ICカードの導入検討という長年の課題が解消されて評価できると思います。</p> <p>○シート番号3 施策（2）① 市と社会福祉協議会が協働して市町村計画の具体的</p>	<p>情報提供の仕組みづくり、相談体制の構築事業においても情報アクセシビリティの確保やアウトリーチについては注意を払うべき重要な課題と認識をもっているところですので、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p> <p>○ シート番号1 施策（2）① 御評価いただきありがとうございます。今後も事業を推進していくために、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p> <p>○シート番号3 施策（2）① 御評価いただきありがとうございます。今後も事業を</p>

	<p>な素案を策定することができたことは大きな一歩だと思いますので、評価できると思います。</p> <p>○シート5 施策(1)③ 「事業の再検討が必要」との記載がありますが、高齢者の見守り、民生委員の訪問は大変重要だと思いますので、コロナ禍における体制を早急につくりあげていただく必要があるかと思ひます。</p>	<p>推進していくために、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p> <p>○シート5 施策(1)③ コロナ禍における民生委員児童委員協議会の活動を事務局として支援していく上で参考としていくべきものであるため、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p>
	<p>さまざまな事業計画、展望の中で、再周知・周知徹底の方法(を検討)、に関して、具体的にどのような形で行うのか、等をもう少し示していただけたら評価の具体性と透明性が市民に届くと思ひます。どのような情報提供を計画しているのかを、市民は知ることにより安心にもつながると思ひますし、具体性があれば評価もしやすいです。また、窓口対応や講習会や研修のオンライン化(オンラインを含める形)への切り替えや目途の決定、また訪問する事業は、訪問される方の最も基本的関わりのある人からのオンラインや電話での情報提供も活用等、具体的なオンライン化と地域との包括的なつながり、がふえるよう期待しております。</p>	<p>市政情報については、市報、ホームページ、ツイッターなど、状況に応じた媒体を活用した配信に努めております。それら情報提供を計画的に行うことは重要であるため、委員会のご意見として実績報告書に記載し、また、実績報告書の記載はより具体的なものに改善してまいります。</p> <p>各種事業のオンライン化については、市の最上位計画である第5次小金井市基本構想・前期基本計画(案)においても「情報化社会の進展」として計画策定の前提として捉え、ICTの更なる利活用の取組の中で進めていくものと考えています。</p>
	<p>コロナ対応の記載があるところがあるので、統一を図った方が良いのではないか。</p>	<p>「感染症対応」として文言を統一します。</p>
	<p>担当課のところで社会福祉協議会は独立した法人なので、地域福祉課とした方が良いのではないか。又は、</p>	<p>「地域福祉課(社会福祉協議会)」に訂正します。</p>

	併記した方が良いのでは。例) 地域福祉課 (社会福祉協議会)	
	新型コロナウイルス感染症の存在下では、ICTの活用が不可欠と思います。インターネット環境に不慣れた方々に対する情報提供として、スマートフォンでも閲覧可能な動画配信等も考慮頂けるといいのではないかと思います。	ご指摘のとおり、行政事務のデジタル化などは、新型コロナウイルス感染症の影響もあり今後ますます進展していくものと考えられます。市政情報について、市報、HP、ツイッターなど、状況に応じた媒体を活用した配信に努めており、動画配信等についても、市公式ユーチューブチャンネルへの動画掲載など運用が開始しています。 市としても情報格差対策の必要性は認識しており、市の最上位計画である第5次小金井市基本構想・前期基本計画(案)においても「情報化社会の進展」として計画策定の前提として捉え、ICTの更なる利活用の取組の中で進めていくものと考えています。 今後施策を進める上で参考としていくべきものであるため、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。
	福祉総合相談窓口の報告の中で、相談内容にひきこもりに関係するものが多かったとありました。この福祉計画の中で、どこがひきこもり相談に対して支援していくのかがわかりません。(どこにもひきこもりの文字が見受けられないので) 相談があったときに、どこがどのように支援していくと、小金井市は考えているのでしょうか？	ひきこもり相談については、現行の地域福祉計画(平成30年3月策定)では文言の記載を見送りましたが、基本目標2包括的支援体制の構築に内包されているものと捉えています。近年8050問題への支援の必要性は高まり、相談件数増加の現状を踏まえると、次期計画を策定する際にはひきこもり支援に関する記載を検討するものと考えます。また、現在、ひきこもり相談は福祉総合相談窓口で対応しているため、担当

	<p>2-2 (2) ① 「今後の事業計画・展望」避難行動要支援者の対象者になる障害者向けに、自立支援協議会では「防災パンフレット」を平成元年度に作成しました。当事者向けではありますが、避難所になる場所や、支援者の方にも是非目を通していただき、共有して頂きたいです。</p> <p>3-1 (1) ①「今後の事業計画・展望」も事業実績にもあるようなもう少し具体的な内容を入れていただきたいです。障害者の理解という視点から、共に暮らす共生社会の視点になるためには「障害者権利条約」を学ぶことも有効だと思います。子どものうちに、多様な人と出会い、一緒に過ごすこと。「障害者」である前に、一人の人として出会い過ごすことが最も大切です。ぜひこれからも障害者とふれあい、共に過ごす機会を作っていくてください。そして医学的な「障害」の理解と共に、社会の「障害」である「社会的障壁」についても学ぶことが大切です。子どもたちが自分で考える学習をお願いします。</p> <p>3-2 (2) ①「事業実績」及び「今後の事業計画・展望」 「成年後見制度のパンフレットを設置する等」とありますが、この書き方だと、設置したことだけに終始しているのととらえられます。必要な人には窓口で説明す</p>	<p>課は地域福祉課になります。</p> <p>2-2 (2) ①「防災パンフレット」につきましては、市内の21事業所に配布し、特別支援学校等との懇談会でも配布させていただいております。また、避難所となる各学校、民生・児童委員、町会長・自治会長にも所管課を通じて配布させていただいております。今後も活用方法につきまして、検討してまいります。</p> <p>3-1 (1) ①「障害者権利条約」の学習機会の提供については、現在、市内公立小学校において『すべての人が幸せにくらせる「まち」を作るためのハンドブック』を活用した授業を行っています。また、通常学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒が交流できるような教育活動を実施したり、副籍制度を利用して特別支援学校の児童・生徒との交流を行ったりしています。さらに、一部の小・中学校では、車椅子、アイマスク、手話、点字などの体験活動を通して、障害について考える機会を設定しております。いただいたご意見を踏まえ、「今後の事業計画・展望」を修正します。</p> <p>3-2 (2) ①成年後見制度の周知について、窓口にはパンフレットを設置するほか、より詳しい説明を求める方には窓口での説明を行い、必要な場合は市権利擁護センター（社会福祉協議会）窓口にお繋ぎしています。</p>
--	--	--

	<p>るなど、積極的な対応もしていますよね？ その辺りの確認と、そうであれば実際に行っている対応についても書いた方が良くと思います。</p> <p>3-5(3)③自立生活支援課 「事業実績」 予定していた件数は何件なのか、どのような事業所が対象なのか、これだと全くわかりません。件数及び、どのような事業所か、記載をお願いします。</p> <p>4-1(1)②自立生活支援課「今後の事業計画・展望」 「障がい者の手引き」ですから、障害のある方が受け取りやすい方法での提示に努めることが最も大切だと思います。「受け取りやすい方法での提示」を考えているのかどうか、この記載だとわかりません。</p> <p>7-1(1)②「事業実績」 「体験学習」とあるが、何の体験学習なのでしょう。障害の体験学習でしょうか？</p> <p>7-2(2)② 質問でも意見でもありませんが、この事業が新規に加わったことに、共生社会への一歩が進んだように思います。色々な可能性がある事業だと期待します。「今後の事業計画・展望」にもある通り「障がいのある人と市民が交流できる場」を増やしてほしいで</p>	<p>上記を実績報告書に記載します。</p> <p>3-5(3)③自立生活支援課の事業実績について、予定件数及び対象事業所の内容を実績報告書に記載します。</p> <p>4-1(1)②「障がい者の手引き」の受け渡し方法については、窓口設置のほか、来庁された方に直接手引きを提示して手続きをご案内し、必要な情報を説明した上でお渡ししています。 上記を実績報告書に記載し、今後も積極的な情報提供に努めてまいります。</p> <p>7-1(1)②令和元年度の体験学習は「車いす体験」及び「点字体験」を行いました。実績報告書に記載し、今後も事業の推進に努めてまいります。</p> <p>7-2(2)②「多様な市民が交流できる場の構築」公民館の青年学級「みんなの会」事業について、御評価いただきありがとうございます。今後も事業を推進していくために、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p>
--	---	--

	<p>す。</p> <p>8-1(1)②「今後の事業計画・展望」</p> <p>「今後は講座参加者の活動の場を広げることが必要となる」とある通りです。「ボランティア資質向上に関する講座」は以前から開催されていますが、小金井市民の受講者が、他の自治体で活躍している話を何度も耳にしてきました。例えば公立小中学校での児童・生徒への支援など、ボランティアが必要なところがあります。担当課の垣根を越えて情報共有し、受講者が活動につながるような仕組みづくりをしてください。</p>	<p>8-1(1)②現行の地域福祉計画においても、地域共生社会の構築を目指して、縦割りを越えた横断的なつながりにより本市の保健福祉を推進することを目的としてまいりました。</p> <p>市民活動の場の拡大も含めて、様々な事業において、今後も保健福祉分野、子ども家庭分野、教育分野など関係部署と連携し事業を推進することが必要となるため、委員会のご意見として実績報告書に記載したいと考えます。</p>
--	---	--

以上

令和3年7月19日

令和3年度第1回小金井市地域福祉推進委員会資料に対する質問・意見及び回答について

項目	委員からの質問・意見	質問・意見に対する回答
<p>【シート番号1】 ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進</p>	<p>事業実績や今後の事業計画・展望の記述内容は殆ど、行政的な制度対応に終始しているように見受けられるが、当事者市民や団体が参画・協働した事業や活動にはどのようなものがあるのかご教示願いたい。</p> <p>例えば障がい者市民や要介護高齢者市民の外出（買い物、飲食など）を支援する公共施設や店舗のバリアフリー情報の発信などの仕組みはあるのか。（例えば三鷹市では障がい者地域活動支援センターに通う利用者（主に車いす利用者）が中心となって「みたかバリアフリーガイド おでかけ情報」を運営し、自ら施設調査なども行い飲食店 100 店を含む全体で 1000 超の施設の情報を提供している。）</p>	<p>ご参考にいただきました「みたかバリアフリーガイド おでかけ情報」に近いものでは、シニアの方向けに地域活動団体や事業所等の情報を掲載した「シニアのための地域とつながる応援ブック」、「シニアのための地域とつながる応援マップ」を地域福祉コーディネーター、民生委員や地域包括支援センターなどで構成される生活支援事業協議体のご協力のもと、作成・発行しています。</p> <p>また、市内の施設や事業所等を利用しようと考えている方に向けて作成された「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」を小金井市地域自立支援協議会の監修のもと、作成された経緯があります。</p> <p>また、令和4年6月に着工予定の新庁舎・（仮称）新福祉会館の基本設計を進める上で、多くの方にとって使いやすい施設とするために高齢者団体、障がい者団体、子育て世代団体と意見交換を行う「ユニバーサルデザインレビュー」を令和元年度に実施するなど市民の方や団体に参画・協働していただいた施設づくりを進めております。</p>

<p>【計画全体】 地域福祉計画と各計画との連携</p>	<p>地域福祉計画は「保健福祉に係る各計画に共通する基本的視点や理念を示す計画」と位置づけられていますが、各計画との計画期間の差異や策定年度の関係か、理念や視点で力点が微妙に合体していない感想を持ちます。地域共生社会の実現／支え合う地域社会づくり、が共通性をもって向かうべき方向性かなと思います。資料1を見る限り、地域福祉計画が各計画を横断的に串ぎしにした、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり・システムづくりへの取り組み状況が見えてきません。</p> <p>福祉総合相談窓口の開設などはそうした取り組みの一環だとは思いますが、総合的な取り組み状況について説明を願いたい。</p>	<p>各計画との計画期間の差異や策定年度の関係か、理念や視点で力点が微妙に合体していないというご感想についてです。</p> <p>平成24年3月策定の保健福祉総合計画における「地域福祉計画」が他の計画（健康増進計画、障害者計画・障害福祉計画、介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画）と並列の計画であったものを平成29年6月の社会福祉法改正の趣旨に鑑み、現行の第二期保健福祉総合計画においては「地域福祉計画」を本市における保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す計画と位置づけしたことにより、資料1にある各論でみると横断的な計画であることや地域社会づくりの実現に向けた仕組みづくりの部分が見えづらくなってしまっている状況であるのかもしれませんが。</p> <p>福祉総合相談窓口の開設・運営は市民の複雑化・複合化した課題に対応するための包括的な支援であり、総合的な取組みの一つであります。</p> <p>また、福祉総合相談窓口の開設・運営のみならず各事業・施策を展開することにより複合的に地域課題解決に向けた取組みを推進しているものと考えております。</p> <p>次期計画（令和6年策定予定）においては、いただいた御意見を参考に地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりや地域福祉を推進するために必要な環境の整備等について記載の整備をするよう検討したいと考えております。</p>
---	---	---

資料 7

小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案）の意見募集に関する検討結果について

意見募集期間：令和3年4月1日から4月30日まで

意見応募人数：2人／15件

No.	項目	御意見	意見に対する検討結果
1	全体	文字ばかりなので見にくい。図表等を取り入れて見やすくしてほしい。最後の資料のフローチャートだけではわかりにくいです。	貴重な御意見として受け止めさせていただきます。
2	全体	この計画の推進体制が記載されていないように思えます。2ページに計画の期間として見直しのことが触れているくらいに思いましたが、計画の評価やその指標はどうなるのでしょうか。	1ページの(3)中核機関とは記載してあります、「既存の権利擁護センターの機能を基礎として、計画策定を行いました。」と記載している通り、推進体制については、既存の成年後見制度推進機関である権利擁護センターを考えております。計画の評価やその指標の制定・確認は、市の「地域福祉推進委員会」において行います。
3	全体	市と権利擁護センターとの役割分担(運営の主体・責任の所在)がわかりにくいので、これも各項目ごとに一覧表にすると分かりやすくなるのでは?そもそもこの中核機関は、どこに置かれるのですか?「福祉総合相談窓口」に置かれるのですか?それとも権利擁護センターに委託するということですか。	中核機関は権利擁護センターに置かれます。権利擁護センターの成年後見制度あんしん生活創造事業は、市が市社会福祉協議会へ委託している事業となります。運営の主体は市社会福祉協議会となり、責任の所在は市になります。
4	全体	生活保護の人に後見人をつける場合は、後見扶助でも制度化されないと、後見人に支払う報酬があまり期待できないので、市民後見人が主に担うのですか?それとも法人後見ですか。また、もし市民後見人が担う場合、生活保護のケースワーカーとの調整がかなり重要な位置を占めて来ると思いますが、それはどこの部署の誰が担うのですか。生保ワーカーも持ちケースが多いと、なかなか手が回らず、後見人に任せきりということにならないでしょうか。	生活保護を受給されている方の成年後見制度の利用は、後見人等の報酬問題で後見人等候補者を探すことが大変難しいことは、ご存じのとおりですが、市では、市民後見人の利用に関して、多額の財産管理がなく、施設入所している(しようとしている。)後見類型の方に限定しています。後見人等の報酬の問題で市民後見人が生活保護を受給されている方を積極的に担うことはしていません。専門職の方にお願ひし、後見人等候補者を付している状態です。また、生活保護ワーカーとの調整は、主に後見人等自身が、行っていますが、現在でも必要に応じて、権利擁護センターや市長申立部署において、対応しています。生活保護ワーカーが後見人に任せきりということには、ならないと考えています。

No.	項目	御意見	意見に対する検討結果
5	全体	<p>多くの善良な後見人の方々が、社会的弱者のためにご尽力されていることに、深く感謝いたします。しかし残念なことに、一部に、適正を疑われる後見人がいることも事実であり、候補者には十分な審査を行って頂きたいです。また、万が一、望まれない事態に陥ってしまった場合にも、被後見人や親族等身近な人の声が速やかに家庭裁判所等に届くことにより、解決できるようにして頂きたいのです。例えば、定期的に被後見人と親族等の声が家庭裁判所等に届き、回答を得、後見人に反映されるような仕組みです。(案)の2～8頁)また、後見制度が社会に受け入れられる具体的な方策として、後見人の権限が及ぶ範囲を細かく具体的に書面やホームページで示して頂きたいのです。介護施設のケアマネージャーや終末期医療を担う病院の医師においても、範囲に疑問を残したまま対応に迫られている印象を受けます。すべての後見人が社会に信頼され、誇りを持って任務に当たり、被後見人やその親族等はもとより、すべての人に安心を与える制度にして頂きたいです。よろしくお願いいたします。</p>	<p>ご意見にあるように、本人や家族、親族等を含め、誰もが安心して利用できる成年後見制度であることを目的に、今回の計画の策定が行われています。権利擁護センターでは、東京都を通じて家庭裁判所との協議も行ってあります。市への御意見として受け止めさせていただきます。</p>
6	p.1	<p>1－(3)中核機関とはの2行目「協議会の事務局」の「協議会」とは何を指すのか不明。初出なので、略称の前に正式名称が必要では。</p>	<p>「協議会」とは、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画 P11 イ)地域における「協議会」等の体制づくりを指しております。成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係団体が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。</p>
7	p.2	<p>3－(1)相談機能の中に「申立から後見人支援までを一元的に相談・支援できる仕組み」とありますが、例えば、市長申立はどこの部署で行うのですか?本来、高齢・障害問わず福祉事務所機能がある所が担うのが基本ではないのでしょうか。</p>	<p>厚生労働省が示している成年後見制度利用促進基本計画のポイントでは、「利用者がメリットを実感できる制度運用・改善」が言われ、また、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」が地域における重要なポイントとして言われております。申立段階では、適切な後見人選任のためのマッチング、後見人が就任した後は、地域で支える地域連携ネットワークの構築が必要であるため、中核機関が利用者(関係機関、家族等も含む)等からの相談を受け、申立段階から後見支援まで一元的に相談・支援できる体制を構築することが大切です。市長申立の場合は、関係部署に中核機関を通じてお願いすることで、一元的な体制が作れると考えています。</p>

No.	項目	御意見	意見に対する検討結果
8	p.3	(3)利用促進機能の①申立書の記入支援の中で「申立人が申立書を記入できるよう専門職を紹介したり、記入方法の支援を行っており」とありますが、専門職に記入依頼するとそこに費用が発生する場合、その費用は本人に求償できるのでしょうか。申立費用は求償できても、専門職に支援を依頼した場合の費用も求償できるのでしょうか?難しい場合は4ページの②申立費用助成事業で助成されるのでしょうか。	専門職に申立書の記入を依頼した場合の専門職への手数料や申立費用は原則、求償できません。但し、家庭裁判所の手数料に関しては、家庭裁判所が指定した申立書の書式内に上申するチェック欄があるので、そこへのチェックすることで求償が認められています。申立費用助成事業は、あくまでも家庭裁判所への申立費用が賄えない方を対象にしています。補助類型、保佐類型の方や家族が高齢等の理由で申立書の記入ができない場合は、現在は、権利擁護センターの職員が支援しています。
9	p.4	④候補者のマッチングのF「多額の財産管理の必要が無いケース」とありますが、いくらか「多額」なののでしょうか?また、施設入所していても、推定相続人とのトラブルが予想されたり、紛争性が想定されるケースは市民後見人には荷が重すぎると思いますし、弁護士事案だと思えます。	多額の財産管理の必要が無いケースとは、預貯金額ではなく、家賃収入や株取引等があり、財産管理が多岐にわたるようなものを想定しております。そのような財産管理が必要のない方を市民後見人に依頼します。受任後の紛争性が想定される場合は、4ページ<後見人選任の指針>A に記載しておりますとおり弁護士に依頼します。受任後に発生した推定相続人とのトラブルの場合は、市社会福祉協議会が監督人をしており、顧問弁護士等もおりますので、市民後見人のみに過度の負担がかかることはなく、対応が可能であると思えます。
10	p.5	⑤職員の配置専門性の向上ですが、「職員の研修の機会を増やします」と書かれていますが、虐待事案等の場合は、かなりの専門性が必要とされると思います。その点、専門性が身に付いたと思われる職員が人事異動で動いてまた1から出直し、なんてことはないのでしょうか。	権利擁護センターの職員は、全員が社会福祉士の資格を持ち、日々業務にあたっています。ご指摘していただいたように虐待案件など難しい問題は多くありません。日々、そのような事案を関係機関と共に対応していますが、よりよい対応を目指して、研修機会を現在よりも多く増やしていくことを目指しています。なお、人事異動の懸念については、専門職員を2名以上配置し、その他の職員も全員が同じような対応ができるよう研鑽しています。

No.	項目	御意見	意見に対する検討結果
11	p.6	④地域連携ネットワーク協議会 これがとても重要な役割を担って来ますが、その事務局はどこになるのでしょうか。また、「福祉総合相談窓口を担当する地域包括化職員」とは市の職員ですか。社会福祉士等の有資格者ですか。この人の力量が問われると思います。できれば係長級職以上で、ある程度の権限がないと動きにくいと思いますが。	④地域連携ネットワーク協議会が最も重要な部分であると考えております。事務局は、中核機関を担う市からの委託で運営をお願いする機関となります。協議会委員は、権利擁護センター運営等審査会委員のほか、例示として関係機関を列挙させていただきましたが、その中の「福祉総合相談窓口を担当する包括化職員」は、市から市社会福祉協議会が委託を受けて設置している相談窓口の職員です。社会福祉士等の有資格者です。所属する系の係長も社会福祉士資格を有しており、出席依頼があれば、協議会にも参加する予定です。
12	p.7	4－(3) 専門職登録・紹介サービスこれは各団体が研修等を行って家裁に登録名簿を提出している人を前提としているのでしょうか。失礼な言い方ですが、専門職後見人でも、横領して逮捕される後見人やすぐに施設入所させてお金を支払っているだけの人もいると耳にします。各団体に責任を持って対応してもらえるところにしていきたい。	家庭裁判所に名簿登録している方だけでは、後見人の担い手は少ないため、市では、家庭裁判所に名簿登録していない団体の方でも専門職登録・紹介サービスに名簿登録しています。市の名簿登録時には、登録を担当する職員がその専門職の方と話をし、後見状況等を聞き、紹介できる人物であるかを確認したうえで搭載しています。このサービスにおいて、紹介した後見人等に関しては、親族等から相談があれば、直接専門職に後見状況をお聞きすることも想定しています。
13	p.8	(4) 日常生活自立支援事業待機者が30人ということですが、契約者が112人と多いために5人の専門員ではぎりぎりなののでしょうか?それとも生活支援員が不足しているからなののでしょうか。それは募集しても応募者がいないということでしょうか。また、人員配置を充実させるとは、社協の職員を増やすということでしょうか。その場合、その人件費は、市から補助されるのでしょうか。	市での日常生活自立支援事業の契約者は、都内区市町村を1万人あたりで見れば、令和2年8月末現在、都内4番目の多さになります。この対応を専門員5名で行っていくには、成年後見制度の担当を兼務している職員もいるため、新規契約になかなか結び付かない現状があります。生活支援員も毎年養成講座を行い受講生もおりますが、生活支援員に登録する方は少なく、不足している状況です。判断力の低下した市民の方が、福祉サービスの申請が自身ではできないことによる対応の遅れや詐欺などの被害にあわないようにするためにも、市と市社会福祉協議会が協力して、人員配置など体制整備を検討することも成年後見制度利用促進を行う上でも重要と思っています。人員配置する場合は、市から補助されることとなります。

No.	項目	御意見	意見に対する検討結果
14	p.8	<p>(6) 緊急事務管理サービスこれは誰がどのような権限で行うものでしょうか。例えば本人の財産を管理する場合には、社協の金庫ですか?それとも役所の金庫ですか。役所の金庫は原則公金の保管に限られると思いますが、そうだと社協の場合は、市からの保管依頼を受けて預かるのでしょうか?その際の書類のやり取りや、定期的な確認体制は取られているのでしょうか。</p>	<p>緊急事務管理サービスは、「民法第三章 事務管理」により、成年後見人等法定代理人がつくまでの間、市社会福祉協議会で管理を行っています。本人から通帳などをお預かりする場合は、職員以外の第三者の立ち合いのもと、預かり書を交わし、保管は市社会福祉協議会の金庫で行っており、その金庫を開閉できる職員を限定して、金庫からの出し入れ、保管状況については、複数人で確認しています。</p>
15	p.8	<p>(8) 法人後見・後見等監督人の受任これは社協が担うということでしょうか。また、5ページの⑥市民後見人の養成及び推薦にも書かれています、「専門職やNPO法人と連携し、新たな実習機会を提供します」となると専門職の協力が必要ですが、専門職は個人情報関係で、なかなか実習に協力してもらえないという話もあるようですが、そこは大丈夫なのでしょうか。もしそうであれば、社協が法人後見を多く担えば、後見支援員のような形で市民後見人の実地研修にもなると思います。ただ、後見支援員に慣れてしまうと、いざ市民後見人になった時に、なかなか「自立」できず社協に頼りっきりになっている社協もあると耳にしています</p>	<p>市社会福祉協議会では、法人後見については、前述したように準備できている状態であり、後見等監督人については、新規に市民後見人が後見人等に就任した場合は、都内社会福祉協議会が原則、後見等監督人を行うという東京家裁と東京都の間で話し合われた東京ルールがありますので、現在も3名(令和3年4月現在)の監督人を行っています。実習機会の調整は、今後、委託先となる機関が行いますが、この計画の素案を作る際、弁護士、司法書士、社会福祉士の方々と内容について協議しており、異論はない状況となっております。後見支援員については、現状では、積極的に法人後見を受けることはしていないため、後見支援員制の導入は検討しておりません。</p>

小金井市
成年後見制度利用促進基本計画
(案)

令和3年度～令和7年度

小 金 井 市

目 次

1	策定の背景等	1
	(1) 背景と目的	
	(2) 位置付け	
	(3) 中核機関とは	
	(4) 計画の期間	
2	小金井市における権利擁護支援の状況	2
3	成年後見制度中核機関の在り方について	2
	(1) 相談機能	
	(2) 広報機能	
	(3) 利用促進機能	
	(4) 後見人支援機能	
4	その他の関連事業	4
	(1) 運営等審査会	
	(2) 顧問弁護士を設置	
	(3) 専門職登録・紹介サービス	
	(4) 日常生活自立支援事業<地域福祉権利擁護事業>	
	(5) あんしん生活サポート事業	
	(6) 緊急事務管理サービス	
	(7) 報酬助成事業	
	(8) 法人後見・後見等監督人の受任	
5	資料	9
	・中核機関における申立及び後見人支援フローチャート	

1 策定の背景等

(1) 背景と目的

判断力が不十分な高齢者や障がい者の意思決定等を支える成年後見制度が、十分に利用されていない現状があることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が制定され、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）が策定されました。

このことにより、市町村においても成年後見制度利用促進基本計画の策定が求められ、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めるとともに、中核機関の設置を明確にし、充実した事業を提供することが求められています。

市内で成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者や障がい者等及びその家族を対象に、自分らしく地域で生活をしていくために必要な支援や成年後見制度の理解を深め意思決定を支援し、総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、小金井市成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

(2) 位置付け

本計画は、「小金井市地域福祉計画」と一体的な計画として策定し、本市における全ての福祉計画に係る成年後見制度の共通の視点や理念を示すものとして位置付けをしていきます。

(3) 中核機関とは

中核機関とは、成年後見制度の推進に当たり、専門職による専門的な助言等の支援の確保や協議会の事務局、地域連携ネットワークのコーディネートを行う機関です。地域の実情に応じて、小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい（以下「権利擁護センター」という。）等の既存の取組も活用しつつ、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を構築し、地域における連携、対応強化を継続的に推進していく役割が求められています。

小金井市では、既存の権利擁護センターの機能を基礎として、本計画の策定を行いました。

(4) 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までとし、「小金井市地域福祉計画」の策定時に、国の動向等を踏まえて見直しをしていきます。

2 小金井市における権利擁護支援の状況

本市における権利擁護に関する相談支援機関として、平成17年10月に権利擁護センターをオープンし、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を中心に相談事業を開始しました。その2年半後の平成20年4月からは、東京都事業である成年後見活用あんしん生活創造事業における成年後見制度推進機関として、成年後見人等への支援や市民への普及啓発を行う事業を追加して、利用者の権利を守るための活動をしてきました。

本市における成年後見制度の相談・支援は、年間360件（令和2年3月31日現在）であり、毎年増減を繰り返しながら、相談・支援に応じている状況です。また、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用者は112人（令和2年8月31日現在）で、待機者（契約のための訪問を待っている方）が30人（令和2年8月31日現在）います。都内の各市区町村の人口を1万人規模で見ると都内3番目（令和2年3月31日現在）の多さであり、成年後見制度の利用者予備軍ともいえる方が多い状況です。

3 成年後見制度中核機関の在り方について

(1) 相談機能

権利擁護センターの既存の5つの相談機能のうち、福祉サービス等利用援助相談、成年後見制度利用相談、権利擁護に関する相談、苦情受付相談はこれまで同様に実施します。総合相談事業は、本市が設置した「福祉総合相談窓口」に引き継ぎ廃止します。

そして、新たに後見人等の実務に関する相談に応じる後見人等実務相談及び任意後見・老い支度相談を新設し専門職による週1回の相談日を設けます。後見人等の希望を受けて、協議会による後見人等支援につなげていきます。

なお、市内の公的機関窓口で行う成年後見制度相談を一本化し、集約することで、申立から後見人支援までを一元的に相談・支援できる仕組みを作り、市民の成年後見制度に対するメリットを向上させていきます。

<相談窓口>

- ①福祉サービス等利用援助相談（月～金曜日 随時受付）
- ②成年後見制度利用相談（月～金曜日 随時受付）
- ③後見人等実務相談（月～金曜日（週1回） 予約制） **新設**
- ④任意後見・老い支度相談（月～金曜日 随時受付） **新設**
- ⑤権利擁護に関する相談（月～金曜日 随時受付）
- ⑥苦情受付相談（月～金曜日 随時受付）

(2) 広報機能

①広報

現状は、小金井市社会福祉協議会（以下「社協」という。）広報紙「福祉こがねい」や市の広報物である「わたしの便利帳」、「高齢者福祉のしおり」等で年間を通じて、広報を行ってきました。今後、掲載内容を刷新した上で、これまで同様、社協広報紙や市の広報物に掲載を行いつつ、社協ホームページやSNSでの発信を行います。

②講演会

現在は、成年後見制度の市民の利用を促し、理解を深めるために年2回、市民啓発のための講演会を行っています。成年後見制度のみではなく、相続や遺言などの他の内容を含めた内容で開催しています。

今後は、市民や医療・保健・福祉関係者の方に成年後見制度をよりよく理解していただくため、講演会や講座などを行います。

③団体への説明

市民団体等に対する個別の研修会での説明等は、権利擁護センターの職員がこれまで同様に随時行っていきます。

(3) 利用促進機能

①申立書の記入支援

申立人が申立書を記入できるよう専門職を紹介したり、記入方法の支援を行っており、支援を継続します。

また、家庭裁判所が求める「本人情報シート」を確実に提供するために、申立人に代わり、ケアマネジャー等に必要に応じて依頼をしています。

②申立費用助成事業

申立費用は、本人に対して求償できることを伝え、申立人が支払うようお伝えしています。しかし、申立費用の捻出が困難な方に対しては、小金井市権利擁護センター運営等審査会（以下「運営等審査会という。」）の審査を経て助成しています。

申立費用助成事業を継続し、費用が工面できず、申立できない方をなくし、被後見人等のデメリットにならないよう対応していきます。

③専門職登録・紹介事業

専門職後見人には、既存の成年後見制度受任候補者登録・紹介事業を紹介し、個別に登録していただいています。今後は、専門職登録・紹介事業とし、専門職後見人に登録していただくこととします。登録者を増やしていくために様々な団体に声を掛けていきます。

④候補者のマッチング

被後見人と後見人候補者のマッチングは、迅速性と顔の見える支援を重視し、これまで同様、本市独自の候補者マッチング指針に基づきマッチングを行っていきます。必要に応じて（1）の③後見人等実務相談を担う専門職の方々に候補者の属性について相談し、決定していきます。しかし、後見人等が対応に苦慮することが懸念されるケースは、運営等審査会において協議し、属性を決定していきます。

<後見人選任の指針>

- A 訴訟行為や複雑な権利関係の調整等が必要なケースは、弁護士に依頼します。
- B 訴訟行為の必要性はないが、本人の権利を守るために法律知識を特に必要とするケースは司法書士に依頼します。
- C 社会福祉の専門知識の活用等が特に必要なケースは、社会福祉士に依頼します。
- D 親族ではなく専門職が良いと、本人や申立人から要望がある場合は、財産額等を勘案し、専門職に依頼します。
- E 長期的な支援が必要なケースは、法人後見できる団体に依頼します。
- F 施設入所し、多額の財産管理の必要がないケースは、市民後見人に依頼します。
- G 長期的な支援が必要で、頻回な電話などの行動が想定されるケースは、社協等の法人後見で支援をします。ただし、他の後見人等

が見つからない場合に限定します。

⑤職員の配置、専門性の向上

中核機関となり、成年後見制度の事業発展を目指すには、その業務を担う職員の十分な配置が必要です。

また、社協日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）は、成年後見制度との関連の深い事業であり、十分な人員配置が不可欠です。

これらの事業の実施には、職員の専門性をより高めていくことが必要です。そのため、職員の研修の機会を増やします。

⑥市民後見人の養成及び推薦

市民後見人の養成は、これまで7市（小金井市、小平市、西東京市、東久留米市、東村山市、三鷹市、武蔵野市）共催で、市民後見人養成基礎講習（基礎課程）を隔年で行ってきました。本市では、講習修了生を対象に後見業務に生かすための市内の福祉制度等を学ぶ応用課程を実施してきました。

今後も、7市共催での市民後見人養成基礎講習（基礎課程）は、同様に続けていきます。後見人支援の強化が見込まれるため、これまでの仕組みを見直して、応用課程は中止し、受講生を増やしていくため、事前講習を実施していきます。

市民後見人養成における実習は、これまでの日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員業務だけではなく、専門職やNPO法人と連携し、新たな実習機会を提供します。また、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員の定年退職にも対応できるような仕組みに変更していきます。

市民後見人養成基礎講習修了生の研鑽の機会（7市合同市民後見人フォローアップ講習）やモチベーションが保たれるような仕組みにしていきます。

なお、市民後見人の推薦に関しては、これまでの仕組みを変え、保佐類型、補助類型に対応できるよう対象の拡大を検討します。また、迅速に推薦できるよう、事前に被後見人等の基礎的な属性情報等を提示し、市民後見人登録者からの応募を受け、市所管課職員、市長申立所管課職員、中核機関職員、専門職で協議し、応募者の中から候補者を決定していきます。応募者がいない場合は、中核機関からの推薦で対応することとします。

(4) 後見人支援機能

①親族後見人のつどい

権利擁護センターみたか（三鷹市社会福祉協議会運営）と共同で開催し、市内の親族後見人に呼びかけを行い、年2回開催してきました。今後は、参加者を増やすために、市報、ホームページ、SNS等で広く呼びかけを行っていきます。

②立ち合い支援

これまで、権利擁護センターの紹介で後見人等に就任された専門職の方々が被後見人等の自宅の内覧が必要となったが、立会人がいない場合に、権利擁護センターの職員が立ち合いを行っていました。今後も同様に継続して実施します。

③専門職後見人連絡会

これまで、既存の成年後見制度受任候補者登録・紹介事業に登録された専門職の方に、開催の通知を郵送し、登録された専門職から紹介された方々にも参加していただきながら、年2回開催してきました。

今後もこれまで同様に専門職後見人連絡会を年2回開催します。

④地域連携ネットワーク協議会

新設する(1)の③の後見人等実務相談において、親族後見人等で定期的な支援を望まれた方に対し、被後見人にとって有益で、後見業務が円滑となる支援方法等を協議するために、地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という）を設けます。

協議会では、中核機関職員が作成した後見（支援）基本方針シート（東京都社会福祉協議会作成の様式）を用いて、支援方針を検討します。

協議会の委員は、成年後見人の実務や権利擁護に関する知識を有する運営等審査会委員が兼務します。

運営等審査会委員の他、必要に応じて、被後見人等が居住する地域を支援に巻き込むために福祉総合相談窓口を担当する地域包括化職員（地域福祉コーディネーター）、介護一般の助言を求めるために地域包括支援センターの職員、防犯等の助言を求めるために警察職員、身体障がいや知的障がいへの助言を求めるために障害者地域自立生活支援センター職員、精神障がいへの助言を求めるために精神障害者地域生活支援センター職員、被後見人の支援チームメンバーなどの地域の関係機関の職員に、オブザーバー参加を依頼します。

⑤支援会議（カンファレンス）

権利擁護センター（中核機関）は、被後見人等の既存の支援チームと協働して、支援方針策定時、定期的なモニタリング後等に、必要に応じて支援会議（カンファレンス）を開催していきます。

⑥その他の連携

これまで権利擁護センターが行ってきた、小金井市地域自立支援協議会への参加や小金井市精神保健福祉連絡会などに参加を継続し、福祉関係者等と「顔の見える関係づくり」を推進していきます。また、介護施策等で提唱されている地域包括ケアシステム等、既存の地域ネットワークがある場合は、そのネットワークに参加していきます。

⑦専門職の関わり

中核機関の事業を実施するには、成年後見制度の担い手として、後見実務の経験のある専門職等の方々の関与が必要です。特に、後見人等支援の基本となる協議会の運営や新設される後見人等実務相談には、欠かせない存在です。

4 その他の関連事業

（1）運営等審査会

既存の「運営等審査会」は、大学教授、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、行政書士、行政関係者、所管課長8人の委員で構成され、年6回開催しています。これまでの審議事項を継続し、事例検討機能等を充実させ実施していきます。

（2）顧問弁護士の設置

これまで同様に法的対応が多いため、継続して設置していきます。

（3）専門職登録・紹介サービス

既存の弁護士登録・紹介サービスでの弁護士の紹介だけではなく、司法書士、行政書士等を紹介してほしいとの要望も多いため、各種専門職の方々の紹介が行えるよう専門職登録・紹介サービスを創設していきます。今後は、専門職登録・紹介事業により、一体的に登録・紹介する体制を構築します。

(4) 日常生活自立支援事業<地域福祉権利擁護事業>

日常生活自立支援事業<地域福祉権利擁護事業>(以下「地権事業」という。)は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を支援していく事業です。利用者数は、112人(令和2年8月31日現在)であり、待機者(契約のための訪問を待っていた方)が30人(令和2年8月31日現在)おられます。

サービスの提供は、専門員(権利擁護センター職員)5人で行っていますが、日常生活自立支援事業の利用が必要な人にサービスを提供していくために、今後、人員配置を充実させることなどの検討が必要です。

(5) あんしん生活サポート事業

地権事業や成年後見制度では原則対応できない葬儀の支払や財産処分などを本人と契約して行う事業です。病院等の保証人等にはなりません。入院費の支払や身元引受をすることで、事業の契約者の入院等がしやすくなることを主眼とした事業です。

(6) 緊急事務管理サービス

成年後見制度や地権事業を正式に利用できるようになるまでの間の生活維持のため、臨時的に金銭管理などをする対応として有効であるため、継続実施していきます。

(7) 報酬助成事業

暦年で報酬審判が下りた被後見人等に対し、年度末の運営等審査会で審査し、助成を行っています。被後見人等が報酬を支払うことができず、後見人等が決まらないなどのデメリットが生じないよう、また、後見人が安心して後見活動ができるようにするため、継続していきます。

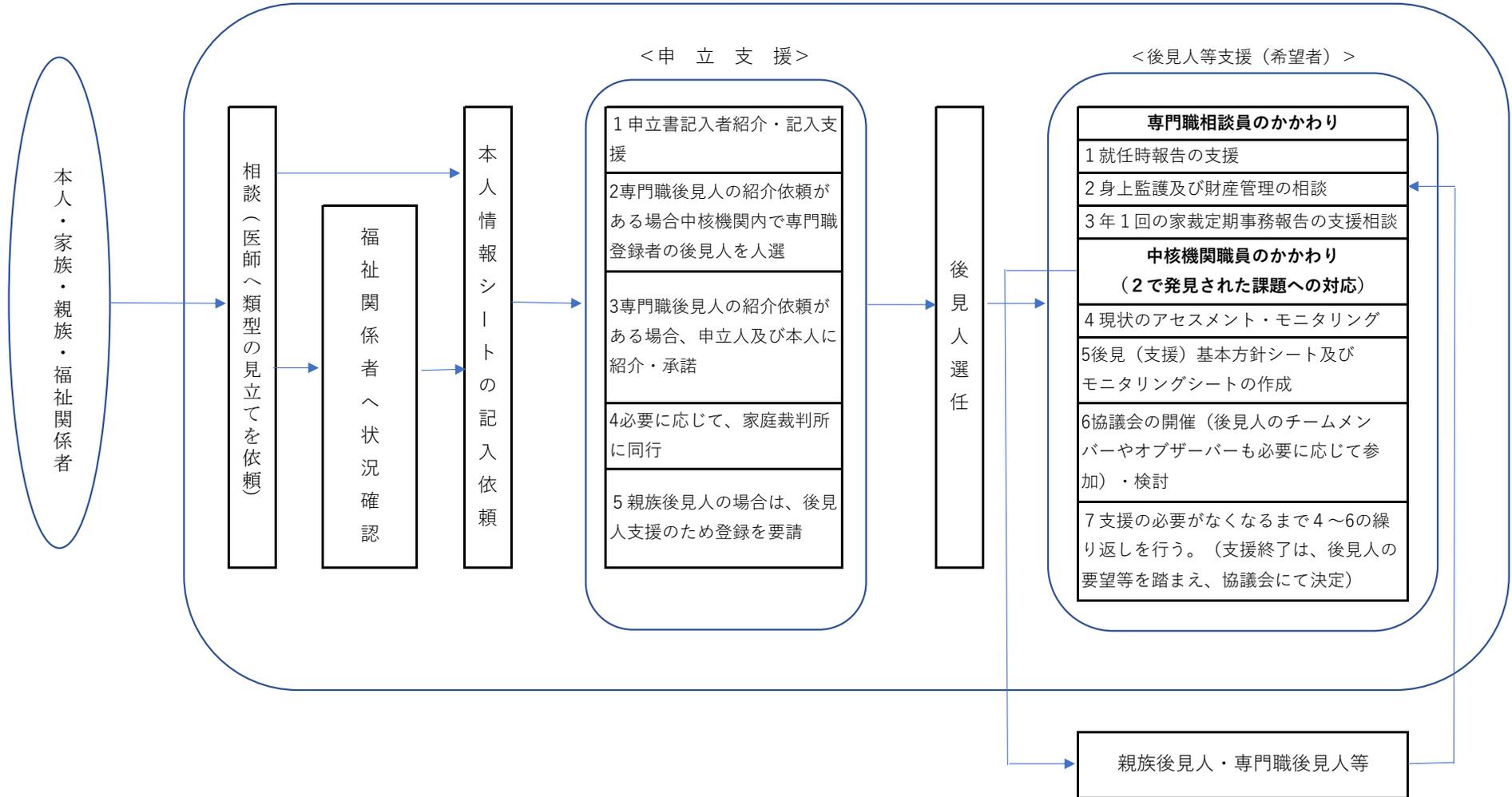
(8) 法人後見・後見等監督人の受任

法人後見は、原則として他に後見人が見つからない場合に引き受けることとし、後見等監督人は、市民後見などの後見監督人などの要請に応じ引き受けます。市内の最終的なセーフティネットとして考え、その機能を充実させていきます。

資 料

中核機関における申立及び後見人支援フローチャート

中核機関



小金井市成年後見制度基本計画（案）

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

発 行

小 金 井 市

小金井市本町6-6-3

042-383-1111